

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 23. 2 定 ）			
日 時	平成 23 年 7 月 7 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、秋元・成田（祐）・上野・斎藤（博）・ 中島・北野・佐々木（茂）各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただきまして、委員長に就任をさせていただきました高橋でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には山田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

今日は大変暑い状況でございますので、クールビズということで、自己努力で涼しくなるようによろしく願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、成田祐樹委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○北野委員

◎旧板谷邸敷地内の第 2 マンション建設について

歴史的景観を守る問題で質問します。

旧板谷邸をさらに取り壊し、二つ目のマンションを建設することに反対して質問いたします。

資料を出していただきましたが、その旧板谷邸と新築マンションの配置図について最初に説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

提出した配置図を説明いたします。

まず、上が山側で下が海側というふうに見えます。左側に斜めの線が走っておりますが、これが東雲線といいまして、これを下りますと、堺町の本通になります。左側下に斜めの線がございますが、これはのり面の線で、この下が堺町となります。

今回の建物ですが、中央に網かけの建物がございます。これが旧板谷邸でございます。この部分につきましては、一部指定歴史的建造物となっております。右上に AMS 東雲というマンションがございますが、これが 1 棟目のマンションで、平成 22 年 3 月に着工、23 年 1 月に完工しており、9 階建ての建物となっております。

今回、新築マンションとして予定されているところは、中央の上にあります点線で囲っている部分ということで聞いているところでございます。

○北野委員

第 2 マンション建設にかかわって所有者と小樽市でどういう話し合いが行われているのか、経過を追って詳しく説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

オーナーの代理でございます設計者の方が、平成 23 年 5 月の中旬に来庁されました。その際、マンション新築の

計画を聞きました。概要としましては、地上 6 階、地下 2 階の賃貸マンションであると。それから、マンションを建設する際に指定歴史的建造物の一部を解体すること。また、指定歴史的建造物の指定の解除の申出がなされました。市といたしましても、指定歴史的建造物として保存しているわけですので、その際、取壊しの部分はなるべく少なくしてもらいたいということと、指定歴史的建造物の指定の継続についてお願いいたしました。細かいやりとりはございましたが、現時点での調整内容といたしましては、海側の洋館部分と山側の石造倉庫部分については残してもらおうということと、指定歴史的建造物の指定の継続についても了承を得ているところでございます。

現在は、詳細設計を行っている段階で、早く図面が出てくるようお願いしているところでございます。以上が経過でございます。

○北野委員

確認申請が小樽市に提出されないときでも、設計図は事前に小樽市のほうにオーナーあるいは代理人から示されるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

確認申請とは別に景観条例という中で、そういったものを拝見して協議していきたいということで考えております。

○北野委員

今後、小樽市はマンションの建設業者と、どういう課題で話し合いを行う予定なのか、スケジュールを示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

スケジュールについてでございますが、業者からの詳細な設計ができた段階で、具体的な協議を進めていくこととなります。この中には当然、旧板谷邸の保存について継続的にお願いをしていくということがございます。また、地元町会への説明会の開催もお願いをするということで考えております。日程的なものにつきましては、設計を待っているという状態で、はっきりしたものは確定しておりません。

○北野委員

今説明がありましたけれども、この第 2 マンションの建設ということになると、上側の一番右側の石造倉庫と、それから、下側の手前の洋館の部分は残すと。あとは取り壊して、そこにマンションを建設するという事は明白だと思うのです。

私も議員団も、先日、現地調査をいたしました。旧板谷邸の昔の面影はないですね。海側の塀は全部壊されて、庭は駐車場にされてしまって、山側の塀も壊されているという。その上、山側部分の石造倉庫を除くところが全部取り壊されてしまうということになると、もはや旧板谷邸ではないですよ。こういうことになるのは、法律上避けがたいということで今までやられてきたのですが、通称色内大通りの海側、山側に、合わせて 3 棟のマンションが建設されている。それから、道道臨港線のところは洋服の青山が出抜小路の火の見やぐらを札幌側から来たら見えないように隠してしまう。こういうような景観を壊すマンションあるいは建物が建てられるというときに、小樽市はまち並み保存のためにそれぞれどういう努力をされたのか、建物ごとに説明をしてください。

○建設部次長

色内大通りの 3 棟のマンションと洋服の青山が建設された経緯という御質問で、小樽市の対応についてということでございましたが、まずマンション 3 棟につきましては、色内大通りに面している少なくとも 2 棟と、もう一つは中央通にある 1 棟のことだと思うのですが、それでよろしいですね。

基本的に小樽市の景観というのは、委員も御承知のとおり、景観条例というものを制定して、良好な景観の形成に努めているという経過がございます。当時、景観条例は小樽市全域にかかっているのですけれども、詳細に高さや色の規定といった規制の基準を設けて景観の誘導に努めていた特別景観形成地区というのがございますが、たま

たま今のマンションが建てられた場所につきましては、その特別景観形成地区から外れておりまして、市域全体の基準での規制がかかっていたということでもありますので、その基準の中でマンションが建てられたということでございます。

ただ、私たちも特別景観形成地区からそのマンションの建てられた地域が外れていたということで、当時マンションが建てられた地域についても、特別景観形成地区に入れるための作業を行っていたところではありますが、たまたまその過程の中で、駆け込みでマンションの申請が出されたために、今の景観条例で定めているその規制の枠からはみ出て、建設されている状況になっております。

また、洋服の青山につきましても、同じく特別景観形成地区から外れている地区でございましたけれども、私たちが特別景観形成地区に今の洋服の青山の地域についても新たに加えようということで作業していたところでございますので、洋服の青山の設計事務所と、将来こういう規制がかかるという前提の下に建物等について協議を進めてきた結果、最終的に今のような形で建設されたという状況でございます。ですから、洋服の青山につきましては、今の景観条例の中でも基準の中に入っている状況になってございます。

○北野委員

視点を変えますが、旧板谷邸に二つ目のマンションを建設するオーナーが民間の指定確認検査機関に確認申請した場合、小樽市との関係はどうなりますか。

○（建設）建築指導課長

民間の指定確認検査機関に確認申請が出された場合の小樽市との関係についてであります。指定確認検査機関に確認申請が申請された場合には、市へは確認申請を受理した旨の通知が報告されます。この内容につきましては、建築主、建築場所、用途、構造、床面積などを記載したものであります。同時に、道路や土地計画の規制などについての照会も受けます。照会された道路や土地計画区域などの規制などについては、調査を行いまして、その結果について指定確認検査機関に回答します。その後、指定確認検査機関においては、審査を続け、これらの行為の後、建築基準法に適合した場合につきましては、確認審査報告書、市で言う確認済書の結果について報告されるわけがあります。その指定確認検査機関から送られてくる書類につきましては、建物の概要の入った確認審査報告書、それから建築計画概要書、これは建て主などの概要や建築物に関する事項、その他配置図、それと確認申請書であります。

○北野委員

結局、平成11年ころからですか、確認申請は小樽市だけではなくて、民間の指定確認検査機関でも小樽市と同じような権限を持って許可することができるというふうになりまして、肝心なことは小樽市に相談がないということになっているわけです。

市長も拓銀の役員の時代からずっと小樽におられるし、一時は小樽市に籍を置いていたことがあるわけです。そこで、伺いますけれども、市長自身として、このままいったら、建築基準法に適合していれば、小樽市としてはストップをかける理由がないということになって、旧板谷邸が壊されてマンションが建設されることは必定です。こういうことをやったら、もうまち並み保存なんていうのはできなくなるのです。だから、私は、市長がマンション建設をやめさせる裁判を起こして、まち並みを守るという決意を示すべきだと思うのです。そういう決意がなければ、いろいろな歴史的建造物群あるいはそれに準ずる貴重な建物の所有者がお金さえあればということになって、小樽のまち並みがどんどん破壊されていくということは避けたいと思うのです。だから、マンションの差止め訴訟を起こしてでも、断固たる決意でまち並みを守るという決意を示すべきだと思うのですが、市長の決断を求めます。いかがですか。

○市長

北野委員の今の御質問ですけれども、私としても、景観的に言うといかがなものかという気持ちは正直持ってお

ります。しかし、今申し上げたように、確認申請をいただいて、今あのあたりは地上25メートルという基準が一つありまして、今回出されているのは地上6階で、これは単純に言うところ恐らく20メートル以内の低さだろうというふうに思っております。

それからもう一つ、冒頭説明させていただいたように、この旧板谷邸についての重要な部分、要するに玄関のあたりの部分、それから倉庫のあたりの部分については持ち主のほうも何とか保存したいと、保存していただけたというようなお話もいただいておりますことから、今回の旧板谷邸敷地の中でのマンション新築については、なかなか法的な形での縛りというのは難しいのかと思っております。

○北野委員

だから、現行法の下では避けがたいから、小樽市として歴史的建造物群あるいは歴史的まち並みを守る上で、残されている方法というのは、差止め訴訟から始める以外ないのではないですか。そういう決意を示して、小樽市として運河論争以来、せつかくここまで小樽の活性化のためにさまざまな市民が力を尽くして、今日の小樽をつくり上げてきているわけですから、それがまた破壊されようとしていると。こういうときに、市長として現行法だから仕方がないと言って黙っているのですか。裁判を行って、中松市長はさすがだと、断固たる決意を示して小樽の歴史的建造物を守る意思を示したということになるのではありませんか。どうしてそういう態度がとれないのですか。

（「市長に聞いているのですよ。何で建設部長答えるの。」と呼ぶ者あり。）

○建設部長

先にちょっとお話をさせてもらいますけれども、我々も違法なものについては、それはきちんと法に基づいてやっていくと、これが当たり前の話だと思います。

そういった中で、我々としては景観条例あるいは景観計画との整合性をきちんと図っていただこうということで、オーナーの方あるいは設計者とも今話し合っている最中でございます。もう一方で、この建物が建てられるかどうかということは、建築基準法なり諸法規の中で判断すべきことであります。

景観の問題と建物を建てられるかどうかといった問題については全く別の問題でありますので、裁判を起こして建築をやめさせるというようなことについては、できないものだと思っております。

○北野委員

あなた、何言っているの。あなたから違法なことはできないなんていう説教をされたくないですよ。あなたが何で裁判できないなんて判断するの。私は市長に聞いているのですから。これは市長の決断ですよ。建設部長の決断ではないですよ。だから、現行法規からいえば、このままいったら旧板谷邸は壊されて、マンションはそのまま建つのです。だから、手前の洋館の部分と後ろの小さな石造倉庫が残って、そこは残すと言っているらしいですけども、あの場所に行ってください。昔の旧板谷邸を知っている人には、塀は壊され、立派な庭園は壊されて面影はないですよ。そういうことが現行法の中で仕方ないと、法律の範囲で認めざるを得ないということで、今までマンションも建設し、洋服の青山も建てられてきたのではないですか。これをどう防いだらいいかということでお互い知恵を出す必要があるから、私は一つの方法として合法的にマンションの建築差止め訴訟を小樽市として起こすべきだと言っているのです。それは何も違法な話ではないですよ。何で、裁判を起こせないというのですか。部長、法律の根拠を教えてください。裁判を起こすことはいくらでもできるでしょう。起こしたら違法なのですか。

○建設部長

何の根拠を持って裁判を起こすのかといった部分は不明だと思います。今、我々としては、建築基準法の中で、それに違反しないようなものについては差止めなんていうのはできませんから、そうした意味では裁判を起こす理由がないというふうに思います。

○北野委員

だから、あなたが部長をやっているうちはそうなるのです。そこは市民の世論に訴えて、こういうことでいろい

ろ努力したけれども受け入れていただけないと。そうしたらマンションが建つから、市長としてはやはり差止め訴訟をして世論に訴えて、歴史的景観を守るために力をかけてほしいという新たな努力ではないですか。差止め訴訟の裁判を起こせないというのは、どういう根拠があるのですか。具体的に法令を示して言ってください。いくらでもできますよ。

○（建設）建築指導課長

建築基準法に適合しているものについては問題ないわけですから、そういった処分に対して何か問題があれば、これはやはり確認申請上、不作為というようなことになるのでしょうかけれども、そういったものではなくて、正規な形の適合をしているわけですから、そういったものについては差止めはできないというふうに考えております。

○北野委員

その点については納得できませんから、今日今ここでやりとりしてもだめですから、だからもう仕方ないのだと、もう知恵はないのだと、白旗を上げているのが建設部なのです。そういうことでまち並み保存なんてできないということだけは言うておきますから、これについてはまた後刻議論をしたいと。市長も検討しておいていただきたい。

◎平成22年度決算見込みの黒字について

次に、財政問題で若干伺います。

地方交付税の推移についての資料を提出していただきました。

そこで、今議会が一番大きな問題になったのは、平成22年度の決算見込みが単年度収支で12億円の黒字になったと。その理由はなぜかということ各党から質問がなされているわけなのですが、代表質問で3人の方が触れられています。そこで丁寧な答弁を聞かせていただいたのですが、新谷議員への答弁では、一部いわゆる国の交付税が少し増加するようになったことが要因の一つに挙げられているのです。しかし、自民党や公明党の方の黒字の要因はどの質問に対しては、交付税が前年比で増額になったということは一言も触れられていない。どういうわけかという答弁になったのか、説明をしてください。

○（財政）財政課長

基本的に黒字の要因ということになりますと、決算が出る前の最終予算というのはあくまで収支均衡ということですので、その予算と比べて歳入歳出それぞれ何がよい要素として出てきたのかと、そういった補足をする必要があるというふうに私は考えております。

そういったことから、代表質問の答弁の中では、市税収入等の増と、それから歳出においては不用額の発生が大きな要因であるというふうに申し上げたところでありまして、交付税につきましては、最終予算との比較では70万円程度の増ということでありましたので、あえて申し上げなかったというところでございます。

なお、正式な決算につきましては、第3回定例会への提出に向けて、現在、作業を進めておりますが、決算の提出の際には、前年度決算との比較について一定程度分析もできますので、詳しい説明もできるのではないかとこのように考えております。

○北野委員

単に平成22年度の決算見込みについて説明しなさいというのなら、今、財政課長が淡々と説明されたことで私はいいと思うのです。しかし、議員や市民の関心は、なぜ22年度の単年度で12億円の黒字が出たのかということなのです。今のような一般的な説明では、私は正しい的確な答弁だとは思わないのです。この資料に出ていますけれども、下の欄の平成22年度の交付税、これは臨時財政対策債を含めてですけれども、18億4,600万円前年より増えているのです。こんなに増えれば、財政規模は同じ。それから、不用額だって22年度は21年度より少ないのですよ。だから、市税の入りもそんなに違わないと。あなた方は9億円ぐらい落ち込むだろうと思っていて、しかしそうはならなかったけれども、7億円も落ち込んでいるのです。そういう点では、多少のこぼこがあっても、通常の年と市税でも、あるいは不用額でも変わらないと。財政規模、特に歳出は1億円減っているだけの話ですから。そう

すると、何で12億円も黒字になったのだというのは疑問として残るのです。あなた方の答弁を足し算したってならないですよ。結局、単年度で言えば、交付税が前年比で18億4,600万円増えたということが財政を黒字にした最大の要因ではないのかと、私はそういうふうに見るのですが、見解を伺います。

○（財政）財政課長

いわゆる単年度でどれだけ黒字が出たのかという御質問に対しては、先ほどのような答弁になるのかというふうに思います。

ただ、長いスパンで、例えば平成16年度以降、累積赤字が解消した要因というような聞き方であれば、委員が御指摘のとおり、地方の要望にこたえる形で国が財政対策の改善を行いまして、20年度以降、実質的な地方交付税が増加傾向に転じたということもありますので、そういったことも黒字になった要因だというようなお答えになるのかと思います。

○北野委員

小樽市は、税収の基盤、収入の基盤が弱いまちですから、国の交付税措置が大変大きな影響を持っているわけです。

この資料を見ていただければわかると思うのですが、平成16年度から始まった三位一体改革から19年度までの4か年で、地方交付税はそれぞれ前年度よりもそこに掲げられているように14億円から、あるいは5億円、7億円という形で落ち込んでいるのです。

ところが、20年度以降、21年度、22年度と交付税が前年度から増えてきています。そうすると、ここの資料にはありませんけれども、16年度の実質収支11億8,000万円の赤字以降4か年、19年度までは累積赤字は減らないどころか若干増えているのです。ところが、交付税が対前年度比で増え始めた20年度以降は、累積赤字は大幅に減り始めているわけです。そして、22年度になったら、累積赤字が減るといふふうになっているのです。交付税の対前年度比の伸びがやはり小樽市の財政に非常に大きな影響を与えているということが言えると思うのです。こういう歴史的経過に照らしても、22年度に、何で単年度12億円の黒字になったかといえ、どうしても小樽市の場合、交付税が大幅に伸びたということが大きな要因として見るのが正しいのではないかというふうに思うのですが、再度お答えください。

○財政部長

一連の年度の経過の中で本市の財政状況が改善していったその大きな要因が平成20年度からの交付税の増額であったということは、間違いなことだと思っております。22年度で一応黒字というふうになり結果を出すことになりましたけれども、現計予算を、収入と支出は均衡ということで組ませていただいた当初予算と比較しますと、先ほど言いましたように、税は若干増えて、あとは不用額の要素が強いことでこれだけの黒字になりましたという説明をさせていただきましたけれども、繰り返しになりますが、この20年度以降の交付税の増額によってそういう予算も組めましたので、そのことが改善の大きな要因であるということも間違いはないというふうには思います。

○北野委員

それだけに、景気回復が図られれば、市税も大幅に伸びることは明らかですけれども、現状のような経済状況、不況が続いていくということになると、やはり小樽市の財政の構造からいって、国の交付税が増えるかどうか。本来、交付税は、財政基盤の弱い自治体に対して援助するということが財源調整などが行われているわけですから、その交付税全体が落ち込むことになると、小樽市の財政は大変苦しくなるということはこの間の数字でも明らかだというふうに思うのです。市長は北海道市長会でも原発の問題で発言したそうでもありますけれども、私はこの財政を守る点でも前山田市長に何回も北海道市長会、全国市長会で発言をすべきだ、発信をすべきだということを要求してきていますが、中松市長として小樽市の財政の基本にかかわる問題については、今後どうされるおつもりですか。

○市長

北野委員がおっしゃったとおり、小樽市というのは、標準的な事業に要する経費の半分以上を交付税に依存しているという状況でございます。ですから、本来であれば、交付税に頼らないという財政基盤が大事だろうというふうに思っておりますので、できるだけ交付税に頼らないような財政基盤をつくれる、こういうような事業について検討して進めていきたいというふうに思っております。

○北野委員

市長のそういう決意を実際にさまざまな分野で発揮していただきたいと思います。

◎懲戒処分について

次に、懲戒処分について伺います。

職員分限懲戒審査委員会に委嘱している懲戒処分の内容は、刑事処分を受けた 8 人の部長の処分が先行して答申されるだろうと本会議で説明がありました。

そこで伺いますけれども、懲戒処分の種類は重い順番にどうなっていますか。

○（総務）職員課長

懲戒処分の量定基準につきましては、重いものからということでしたので、懲戒免職、次に停職、次に減給、それと一番軽いといえますか、4 番目に戒告の 4 種類になってございます。

○北野委員

市長は懲戒処分するに当たって、罰金刑にした司法の判断からいって、懲戒免職にはしないと推測されるのです。司法の判断は部長を首にしないことを前提に罰金刑にしたというコメントまで出ていますから。これは司法の判断ですよ、私の意見ではないのです。そういう司法の判断からして、市長は懲戒免職にはしないのではないかと推測されるわけですが、市長の見解をまずお聞かせください。

○市長

この問題については、かねてからいろいろと申し上げてきております。現在、分限処分については懲戒処分の結果を見て、いろいろなことを判断していかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、今、北野委員がおっしゃったことについても、これからその結果が出た後、慎重に考えていきたいと思っております。

○北野委員

せんだって質問の中で意見を述べさせていただきましたが、市長は今度の本会議で、懲戒処分の答申が出たら速やかに対応したいとおっしゃっています。仮に、市長が職員分限懲戒審査委員会から懲戒処分の答申を受けて、この量刑が軽いとか重いとかという判断は、何を基準にしてされるのか聞いておきます。

これは指針の中にはないわけですよ。こういう場合は停職だとか、減給だとか、懲戒免職だとか、指針の別表に書いてあるので、それを参考にしていろいろあるわけでしょう。けれども、今回の政治資金規正法違反に問われた職員のことは、そのいわゆるマニュアルにはないわけだから、何を参考にするのかという基本的な方針を市長自身として決めなければならないのではないかというのは、先日来、私の提案なのですが、明確なことがないので改めて伺いたい。

○（総務）職員課長

懲戒処分の基準として何を参考にしてということだと思っておりますが、確かに懲戒処分の指針に関しての標準的な量定基準ということでは、ぴったりと当てはまるものはございません。ただ、その中でも、部分でとらえていったときに、政治的行為の部分で言うと、例としては政治的な目的を有する文書を配布した場合には戒告ですとか、そういう基準は一つあるわけですから、そういった基準ですとか、あるいは、今回勤務時間中に配られたということが多くあるわけですから、政治資金絡みでなくても、勤務時間中に何か行われた場合の事例は標準量定で言えばどうだったとか、そういう部分で事例として参考にしていくやり方はあるのかというふうには思っています。

もう一つは、他都市のこういう政治資金絡みの事例なり、本州のこれまでの事例を参考にしながら職員分限懲戒審査委員会の中では議論されているということだと思います。

○北野委員

この前も課長はそういうふうにお答えになったから、その後私も指針と見比べているのですけれども、そうすると、課長の言っているのを見れば、結局出してくるのは戒告しかないのです。そうしたら、今度の市長の判断する材料としてどうなのだと聞いたら、今おっしゃるから、調べてみたら、あなた方からいただいたものであれば、別表中、3 ページの下から 2 段目の 10 項目も戒告になっているし、それからその上は減給又は戒告、勤務時間の問題も抵触した場合には戒告なのです。だから、戒告という 4 段階で一番軽いのが、市長の基本方針になるのだろうか、これだけ大きな社会的影響を与えたのに戒告ということが前提になるのだったら私は疑問だから、市長に何を基本にして今度の懲戒処分を行うのか、基準を明確にして行うべきだということを言っているのです。既存の別表からは参考にならないし、あえて類似的なところを参考にするのだったら、戒告しか出てこないのです。こんなことでいいのかということを知っているのです。課長でもいいです。

○（総務）職員課長

今の標準的な量定基準で言いますと、私が言ったのは 1 の（4）番で、戒告だけではなくて減給又は戒告というような部分もあるものですから、そういうことで要は申し上げているところです。

それは別にしまして、こういう一定の基準については、あくまでも一部分をとらえて申し上げていますので、それに重くする例として、その行為又は過失の度合いですとか、その者の職位がどうであったかとか、そういうことで重くしたり、あるいは情状酌量の余地があって軽くしたりとかという部分も指針の中には盛り込ませていただいていますので、そういったことで総合的に判断していくというふうに考えております。

○北野委員

どうもわからないのだけれども、ところで全く変わった角度から課長に聞きますけれども、職員分限懲戒審査委員会とか、あるいは外部委員会の事務局に当然あなたは職員課長だから入っていますよね。しかし、この間の資料によれば、あなたはパーティー券を買っているはずなのです。けれども、外部委員もそうだし、内部の市長が委嘱した委員からあなたが詳しいからいろいろなことを聞かれたら、あなたが先ほどから言っているようなことをしゃべったら、量定に影響を与えるのですよ。まさかそんな影響を与えるような話はいはしていないでしょうね、課長は。あなた自身も処分の対象の一人なのですよ。

○（総務）職員課長

私が軽くなるうとか、そういう形で説明している部分ではありませんので、当然事務局ですから、どうしても資料説明の上で説明しなければならない部分がありますので、説明させていただいていますけれども、議論の中には当然参加というか、影響を与える部分では口を挟まないようにしていますので、その辺だけは御了解いただきたいと思います。

○北野委員

議論にまともにかんでは私は思わないけれども、しかし、素人がどうなのですか、ああなのですかとなった場合に、普通事務局から、いや、こういうふうになっていますとか、別表ではこうなっていますとかいったら、処分が軽くなるように軽くなるようにあなたはここを引用するのではないですか。そういうふうにならざるを得ないでしょう。だから、私は、この別表に政治資金規正法で問われた関係者の量定にかかわる参考になるところがないから、だから市長が新たなそういう基本方針を定めて臨まないと、市民の納得する懲戒処分にならないのではないかと聞いています。

私もいろいろと議論するけれども、結局、職員課長がいろいろなことを言うから、だけど待てよと、彼もパーティー券を買ったはずなのに、こんなことで聞かれたら、あなたの知識をしゃべればしゃべるだけおかしなぐあいに

なりません。だから、正式な議論に参加していないのは当たり前だから、それはわかりますよ。そんなむちゃなことはやっていると思いませんけれども、知恵を授けてくれというふうに参加まで聞かれたとき、やはり今答弁したようなことをしゃべるわけでしょう。そうしたら、本当に公正な懲戒処分が出るのかということについては私から聞いていますので、これは市長の政治的な判断だと思いますので、市長にお答えをいただきたいとします。

○市長

何度もお話をさせていただいておりますけれども、まだ結果が出ておりませんので、結果を見た上できちんとした形で市長として判断していきたいと思っております。地方公務員法であるとか、いろいろな法律がございますので、そういった法律も踏まえた上で、適正に判断をしてみたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○北野委員

私どもは代表質問でもそうですし、あるいは特別委員会でも何回も述べてきていますから、市長は身内のことに関して処分するから、職員ではなくて全く外部の専門知識を持った方にいろいろな意見を出して、原因の究明や処分や再発防止について答申を求めるといった態度をとっていますが、これはこれでいいと思うのです。私はそのことは否定しません。身内が処分を行えばどうしても甘くなるという批判が出るわけですから、それは否定しないのだけれども、しかしそうであっても、この事件の原因究明とか、あるいは再発防止、こういうものに対して、あるいは処分でもそうですが、積極的に市長自身のイニシアチブで事を進めていかなければならないと思うのだけれども、どうもその辺が見えてこないから、私は市長の顔が見えないという表現を使わせていただいたのです。今聞いていても、やはり職員分限懲戒審査委員会から出てきたら考えるとか、ちょっと受け身ではないかと思うのです。だから、私はそういうことのないように要望しますし、以前にも聞きましたけれども、職員分限懲戒審査委員会から懲戒処分が仮に市長が本会議で答弁されたように、8人の部長について先行して出てきた場合、市長として判断して、懲戒処分が軽いと思ったら、もう一度懲戒処分のやり直しをさせることは可能だと思うのですけれども、それは職員課長、否定しないでしょう。市長がもし軽いと思ったら、もう一回考え直してくれとか、やり直してくれということを市長が言うことは法に反しないでしょう。

○（総務）職員課長

市長が諮問している機関ですので、答申を受けた段階で市長が最終的に判断するものですから、よしとしない場合に差し戻しするというのはありかと思っております。ただ、諮問しているということを考えますと、その答申の結果につきましては最大限尊重されるべきではないかというふうには思っております。

○北野委員

この点について、市長自身の後援会にかかわることではありますけれども、市長の表明されたとおり、私心を挟まないで市民も納得するようにきちんとするとおっしゃっているわけですから、厳正な態度で臨んでいただきたいということです。

この問題の最後に、分限処分についてでありますけれども、これは今の話の中にもありましたが、本会議で事件に関係した部長の処遇については、処分の結果が出た時点で私なりに判断してみたいというふうにお答えになっているが、これは分限処分のことを意味しているというふうには私は理解するのですが、そういう理解でよろしいですね。

○市長

私は分限ということで申し上げたことはありません。ですけれども、現在、職員分限懲戒審査委員会あるいはその外部委員によるいろいろな検討をさせていただいているわけですから、その結果どういう形になるか、その結果を見て、私は自分のことを含めて律したいと申し上げたのでありまして、分限ということで私は申し上げたつもりはございません。どうか御理解ください。

○北野委員

手続についてはそういうことでありますから、また日を改めて質問したいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

それでは、今回の政治姿勢の中から市長の政治手腕の面について何点かお聞きしてまいります。

◎市民との協働について

最初に、今回、新たに市長として政治手腕を発揮しようとしたやさき、その出ばなをくじくような事件が起きた中、改めて市民と協働していく中でお互いに理解する上で、前例に従い10か月、市長の歳費を削減するとお聞きいたしました。以前市長がお話された中でも、民間出身として役所の体質や前例にこだわらない、縛られない、そういうようなお言葉を聞いたように思います。

市民との協働について、新たに市長として一つのこだわりや強い姿勢、そういうことを市民に広く周知するためにも、どのようなアイデンティティーをお持ちなのか、改めてお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長

私は、市民の皆さんのお力をいただきながら、市政を進めていきたいと申し上げました。小樽市民の皆さんには、大変力強いアイデアであるとか、あるいは今までの経験であるとか、そういった知識、経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃるわけでございます。今、小樽の置かれている状況というのは、大変厳しい状況にありますので、そういう市民の皆さんの力をおかりして市政を進めていきたいと考えているところでございます。

○山田委員

◎市長への手紙について

次に、市長への手紙がございまして。前山田勝麿市長が就任してから約12年間、市民からの意見公募ということで市長への手紙を設置し、市民の声を聞いていると思います。

先般、市長の就任から63日後の6月27日、私は中松市長へ手紙を書きたいということで、本館入り口の広報誌を置いているスタンドに行ってみました。市長名がまだ山田勝麿氏となっており、差出有効期間が平成22年7月1日から23年3月31日までとなっているものが広報誌のスタンドに鎮座していました。本当にこれは中松市長に対して大変失礼なことだと私は思っております。

私はこの6月27日まで、一応確認しておりますが、この市長への手紙がスタンドに置かれていた経緯についてお話ししたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

今、山田委員のほうから御指摘のございました市長への手紙についてでございますけれども、前山田市長あての市長への手紙については、任期に合わせまして4月30日の朝にすべて回収したところでございますが、6月23日ごろと存じますけれども、来庁された市民の方から市長への手紙を書きたいので用紙が欲しいという要望がございまして、その際用紙をお持ちしたときに、担当者が失念してホールに用紙がないということでその用紙を置いてしまいました。そういうことで、1週間ほど置いてございまして、そのような用紙を置いたことが課内でわかりまして、それについてはすぐ回収すべきだということで回収したところでございますが、今、委員の見られたときにたまたまあったということで大変恐縮しておりますけれども、今後このようなことがないように適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○山田委員

本当に中松市長には申しわけない。やはりこういう山田勝麿市長への手紙を職員の皆さん方も見かけたら、差出有効期間も切れていることですし、今後早急に取り換えられるべきだと考えますので、この点で考えている対処法について、御答弁いただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○(総務) 広報広聴課長

市長への手紙につきましては、新たに中松市長あてで7月1日から市民ホールにある棚のほうに設置いたしました。その中で、提言をいただくような形にしておりますけれども、さらに市民の皆さんがわかりやすいような方法で市民ホールの棚のほうにももうちょっと工夫した形で表示するなど、市長への手紙の詳細等を周知するような方法もとりながら、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○山田委員

もう一つ見れば、これは平成23年3月31日までは切手が不要なのでですね。ですから、もう期限が切れていますので、市民でも職員の方でもこういうものを見かけたら注意されるよう、ひとつよろしく願いいたします。

◎町会活動の活性化について

それでは、次の質問に入ります。

協働の面で町会長や各連絡会議、総連合町会との意見交換会、町会活動支援員制度など各町会の活性化についてどのような課題があるのか、具体的にまずお聞かせ願いたいと思います。

○(生活環境) 水澤主幹

町会の活性化についてということでございますが、先ほど委員もおっしゃったとおり、高齢化によって役員のなり手がいないことなどから、市としては、平成19年10月からですが、町会活動支援員制度を設けて私ども町会のお手伝いしております。

一方、取りまとめ役である総連合町会では、町会自体が小さくなってきているところもあって、なかなか運営が大変であると。それで、近隣の町会との再編、それから19の地区連合町会がありますけれども、それぞれの地区連合町会が抱える単位町会も二、三町会から多いところでは10何町会とか、そういう地区連合町会のばらつきもあるので見直していきたいと。将来的にそういうことも踏まえて検討していく中で町会の活性化が図れるのではないかとということで、いろいろと活性化に向けての課題はあるかと思っております。

○山田委員

町会活動支援員制度については、今後どうされるのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○(生活環境) 水澤主幹

平成22年度の町会活動支援員制度の状況でございますけれども、153町会へ45人が派遣されています。市政運営上、市と町会の関係というのは切っても切れない仲であり、今言ったような形で町会が弱体化している中では、やはり市もかかわっていかねばならない現状にはあると思います。ただし、町会自体はあくまでも自主組織でありますので、市が何でもかんでもという話にもなりませんので、町会の意向だとか意見だとか要望だとかを踏まえて、引き続きどのような形でかかわっていけるか、検討していきたいとは思っております。

○山田委員

今後考えるということですが、やはり町会長や各役員負担となる各種会議、また社会福祉協議会などからくる資料など、町会に来る書類は結構多いと思うのです。この点について、今後、こうしたことについて、改善だとか削減するといった、何かそうした検討をしていく考えはないのでしょうか。

○(生活環境) 水澤主幹

先ほども言いましたけれども、市と町会の関係というのは非常に不可欠なもので、いろいろな会議等において市民の意見やニーズを取り上げていく中では、やはり町会の役割というのは大変大きいものと考えております。その

中で、町会長の会議への出席については、現在私どもで所管している会議等においては、町会長ではなくほかの役員でも構わないということもお話ししておりますし、また連合町会においても何かあったときに連合町会長が行けなければ、ほかの理事が出席するというふうに割り振っていると聞いておりますので、引き続き連合町会などとも話をしていきたいと。

それから、回覧板等については確かにいろいろと多い部分があります。やはり市としても情報の伝達というのは非常に大事ということで、回覧板等を含めて、町会を通じてやってもらわざるを得ないのです。実は連合町会とも話しているのですけれども、どこか一つに配布場所を設けて、町会長にとりに行ってもらうだとか、それは町会長の負担にはなるのですけれども、逆に連合町会の手間が省けるだとか、そういう方法などもないかということで相談されております。そういうことも含めてどのような扱いができるか、引き続き連合町会なりといい方法を考えていきたいと思っております。

○山田委員

うちの町会も高齢化になってきて、会長からはそういう作業が本当にたくさんあって、日中は町会のためにいろいろなところへ出かけられて、負担が増えたというような声を聞いたものですから、こういう質問をさせていただきました。また、今回の市長への手紙の件も含めまして、市長は町会長との連絡会議や総連合町会との意見交換会、また、それらに付随する会議について、どのように利用されるのか、今後、課題がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○市長

今の山田委員のお話でありますけれども、私は市民力ということが一つと、それからもう一つは、地域コミュニティというような言葉を使っているいろいろと市民の皆さんにお話をさせていただいてきたところでございます。

特に今回の東日本大震災のことを考えたときに、やはり地域の力といいますか、もうちょっと平たい言葉で言うと、町会の力ということが本当に大事になってくるだろうというように思っておりますので、これからも今まで以上に町会の皆さんとコミュニケーションを深めながら、町会の抱えている問題、そして市が町内会にいろいろなことをお願いしなければいけない、こういったようなことをもっと細かくいろいろと話し合いを進めていきたい。そして、それが市民の皆さんにとって、安全で安心して生活できるような、そういうような組織になっていただけるとありがたいと思っております。

○山田委員

市長は足で稼ぐ営業活動が本当に得意で、表に行き、市民の声を聞いてどういう課題があるのか、この点については現場主義といいますか、頑張っていたきたいと思います。

補足になりますが、市長の女房役であります副市長に関しても一刻も早く選任され、また副市長を支える意味で準備をしていただければと思っております。答弁は要りません。

◎自治基本条例の策定について

最後に、市民との協働という面で、現在、自治基本条例の策定に向け努力されていることと思っております。策定委員会での議論の中身、また現在どのような状況なのか、また今後のスケジュールについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室長

自治基本条例策定の関係でございますけれども、実は昨年8月から自治基本条例の制定に向けての策定委員会を組織しまして、今そこの中でも議論しているところです。昨日も委員会が開かれてございまして、回数で言いますと、14回ほど行ってございます。この14回は、条例を各1条ずつ、どういう内容を盛り込んでいくかということとを議論してございます。例えば昨日行ったのは、市民参加と協働というタイトルでもって、それらをどういうふうにして盛り込んでいくかということとを議論しているところでございます。

あと、スケジュール的な問題でございますけれども、昨年 8 月にできました策定委員会からおおよそ 2 年ぐらいかかるのではないかと。皆さんの議論が白熱しているといいますか、一生懸命やっただいているものですから、少し遅れぎみなどがございまして、おおよそ 2 年ぐらいかかりますので、来年の 7 月から 8 月ぐらに一応意見が取りまとまってくるのではないかと。その後、市のほうでそれを受けまして、条例の具体的な各条項を詰めていくわけでございます。パブリックコメントも募集しなければなりませんので、最終的には恐らく平成 25 年第 2 回定例会あたりにお示しできるのではないかというふうに思っているところでございます。

○山田委員

回数にして 14 回、約 1 年間努力されているということなので、今後この中間報告みたいなことは特に考えられてはいないのでしょうか、その点についてどうですか。

○（総務）企画政策室長

自治基本条例の中間報告ということでございますけれども、よく他都市でも中間報告はしています。ただ、私どもは中間報告を設定して動いてはございません。ですので、一連の中でもってやっているものですから、特に中間報告は考えていないところです。

○山田委員

わかりました。私はやはりこの努力過程はある程度市民に対して報告するべきと考えております。できればお知らせできる範囲で市民に対してこういうような周知も必要かと思っておりますので、この点何かありましたら、今後考えていただきたいと思っております。

◎小樽市の倒産企業状況について

次に、今回の震災や景気低迷で、国や道から倒産件数が報告されています。本市での倒産件数とどのような融資制度があるのか、まずその点について、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、本年の倒産企業の状況であります。ちょっと全国の件数は持ち合わせていませんけれども、5 月までの状況であれば、全国では前年比で 4.3 パーセントの増、道内においては 5.7 パーセントの増、道内の状況をもう少し細かく言いますと、倒産件数は増加で、負債総額としては減少というような状況にあるようでございます。6 月までの道内の状況で言いますと、11.7 パーセント増の 248 件というような状況になっております。

小樽市の状況といたしましては、本年 1 月から 5 月までの状況でございますけれども、7 件となっております、負債総額としても減少となっております。今のところ、6 月に倒産ということの情報が入っておりませんので、7 件のまま変わっていないということになれば、昨年と同じ時期で言えば 9 件でございますので、2 件の減少ということになると思っております。

あと、この震災を受けて小樽市としては震災対応の融資制度を設けたところでございます。

○山田委員

◎建設業に対するの救済施策の考えについて

観光業と建設業に対して厳しい状況になっているということは、私も聞いております。今回、市長は、観光業に対しては迅速な対応を行いました。就任当時、いろいろと施策を考えられたということも聞いております。その中で特に建設業は、本当にここ 5 年、10 年というスパンで厳しい状態が続いています。市長は建設業に対して、これらの施策を考えられなかったのか、また今後どういうことを考えているのか、その点だけお聞かせ願いたいと思います。

○市長

山田委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、私は商工会議所におりましたときも、地元買物運動というような、地元で買えるものは地元で買いましょと、それから建設業についても観光事業者にしても、地元の人

間が地元の業者にお願いするというようなことを、これからも続けていきたいというふうに思っております。ですから、今回、新市立病院の問題などもございますけれども、これもできるだけ地元で使える、使えるというか買える、あるいはつくれる、そういったものについては、できるだけ地元の皆さんにさせていただけるように考えていきたいと思っております。

○山田委員

今回改めて道内自治体の住宅系補助金一覧というものが北海道住宅新聞社から出されています。道内179市町村で個人住宅に関する何らかの助成制度を行っているのが148市町村であります。残念ながら本市は載っておりません。やはり私は何かしらの手だてが必要と思っております。建設常任委員会でも、住宅リフォーム助成条例に関しては、いろいろな形で今後市長にお願いすることになりますので、その点、市長にもこういうようなことを行うということで、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

◎総合評価方式について

それでは、また質問を変えさせていただきます。

今の市長のお答えにもありましたが、新市立病院の入札等に関して何点かお聞きいたします。

今回の入札に関して、総合評価方式というものを導入するというで聞いております。どういう方々がその評価をされるのか、その方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○経営管理部次長

総合評価型の入札を導入した場合の最終的にその落札者を決定するための委員ということでございますけれども、基本的には金額以外の要素として、例えば事業者の施工能力、企業の施工能力やあるいはその地域貢献度といったような内容のものを細かい評価項目としまして、それに点数を振り分けまして、それらを金額とあわせて相手方を決定するという考え方なのですが、このときの評価項目の考え方や配点、それと最終的に出た答えというのですか、技術点の最終的な点数と金額との割合みたいなものを評価する委員ということで、通常は委員会というのは法的に求められておりませんが、学識経験者2名以上の意見を聞くことということになっておりますので、今後、小樽市で新市立病院の工事に際して導入するとすれば、委員会を立ち上げ、その中で評価項目等の審査をしまして、さらに学識経験者2名から意見を聞くという流れで考えてございます。

○山田委員

今回、道の営繕工事で行われている総合評価方式を採用するというで、ある程度道の方式を踏まえていることだと思います。

この総合評価方式についてどういう点を評価するのか、項目については、本市が考える地域貢献度、こうしたもろもろの点についてはどのようなことを想定されて評価されるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○経営管理部次長

新市立病院の工事の発注に当たって、総合評価をもし使うということになれば、どこの部分を評価していくかということですが、一つの大きな目的は品質の確保です。工品質の確保という意味で言いますと、企業の施工能力と現場へ配置する技術者の経歴、資格、こういったところがひとつ大きな要素になると考えています。もう一つは、地域貢献度というところで、元請金額に対する地元下請金額の割合というようなものも、これはひとつ評価していく必要があると思っておりますが、今後この評価項目やあるいは配点については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員

今回、道のほうでは、この評価項目については、例えば社会貢献実績、今言われたような建設雇用の改善優良事業の表彰、環境改善の認証制度、例えばISO14001や地域企業の活用などが言われております。いわゆるその地域の会社をどのような形で取り入れるか、また地域資材の活用ということで考えられるというか。ですから、評

価する技術提案書によってもある程度ばらつきが出るのかという疑念があったものですから、お聞きいたしました。なるべく本市の企業が参加できるような制度、また、そういうような評価の項目に留意されて行っていただければと思いますので、最後にこの点について今後どうされるのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○経営管理部次長

先ほどの答弁と重なりますけれども、評価の大きな項目の中では、地域貢献度というのがございました。その中で元請金額に対する下請金額の割合を提案していただいて、その割合の数値によって評価の点数を変えていくと。例えば20パーセントを考えていますというところと、30パーセントを考えていますというところでは、もちろん30パーセントのほうの評価を上げてやる。あるいは、地域資材を買うような予定があるのかないのかというような項目も含めて、地域になるべく仕事が行くように、あるいはその資材の調達ができるような、そういった考え方に基づいて地域貢献度は考えていきたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひそのようなことでお願いしたいと思います。

◎道営築港団地の工区分けについて

次に、小樽築港駅の張碓側でございます道営築港団地の発注形態について、どのような工区分けがされているのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

道営築港団地の工区分けについての御質問ですが、私どものほうで入手した資料によりますと、築港団地はまずA棟、B棟、C棟の3棟に分かれてございます。さらにその中で、A棟は三つの工区、B棟、C棟につきましては、二つの工区に分かれております。それぞれの工区ごとに建築工事、建具工事、電気設備工事、衛生設備工事ということで、分けられて発注されたということで聞いております。

○山田委員

では、8工区に分かれているということで認識していいのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

A棟三つ、それからB棟、C棟が二つですので、合計七つの工区に分かれてございます。

○山田委員

一つのビルで工区が三つというような、縦割りというのですか、そういうような分け方をされて建てられるというのは、通常あり得るのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

道営築港団地について、この工区分けがされたことについての理由については我々としても押さえておりませんが、一般的に市が発注している工事については、あまりこのような工区分けという形はとっておりません。一つには、その分ける部分の取り合いの問題ですとか、二つの工事に分けることによって、当然現場での調整も出てきますし、そういったことも踏まえて、今まで市のほうで発注した工事では、あまりそういった事例はございません。

○山田委員

よくわかりました。ありがとうございます。私の質問はこれで終わります。

○佐々木（茂）委員

初めに、平成23年度小樽市各会計予算説明書の中から、何点か確認をさせていただきたいと思います。この予算説明書ができ上がった段階ではおりませんでしたので、新たに確認という意味でお願いを申し上げます。

◎老人福祉費について

まず、102ページでございますが、老人福祉費の予算額が前年度と比べて1億9,740万1,000円減少しています。こ

の主な理由についてどうなのか、お聞かせください。

○(医療保険)介護保険課長

平成22年度、23年度当初を比較した老人福祉費約2億円が減となっている理由でございますが、この老人福祉費で負担金補助及び交付金の中に介護基盤緊急整備特別対策事業交付金というところがあります。これはグループホームなどの整備に対する補助金でありまして、22年度にはグループホーム等について8か所を整備する予定で、ソフト、ハードを含めまして約3億2,000万円の補助を予定しておりました。23年度には、この部分が地域密着型特養1か所で、約1億2,000万円ということになりますので、その差引き約2億円が減少になったということでございます。

○佐々木(茂)委員

◎児童福祉総務費について

次に、105ページの児童福祉費でございます。この中の児童福祉総務費については本年度の予算額が1億9,782万3,000円増えてございます。この増加原因についてお聞かせください。

○(福祉)子育て支援課長

児童福祉総務費が増加したことについての理由でございますけれども、一番大きなものにつきましては、児童手当が子ども手当に変わったことに伴いまして、前年度と比べまして差引きで1億5,400万円ほど増加しております。また、児童扶養手当制度が若干変わりました、父子家庭にも支給されるという状況に変わっておりますけれども、この部分について約2,000万円です。あと、障害児保育に関する部分で1,000万円ほどの増加ということで、差引き1億9,000万円ほどの増加ということになってございます。

○佐々木(茂)委員

◎病院事業会計繰出金について

次に、115ページであります、病院事業会計繰出金の減少額についてであります。繰出金のところで2億6,220万9,000円の減少でございます。これの主な減少の内訳についてお聞かせください。

○(経営管理)吉岡主幹

病院事業会計繰出金では約2億6,200万円減少しておりますが、その理由についてです。繰出金につきましては、国の通知に基づく繰出基準による基準内の繰出金と基準外の繰出金とがあります。基準外繰出金の一つは過去の不良債務の解消に係る繰出金でありまして、平成22年度にはこれを6億4,500万円、当初予算に計上しておりました。これが22年度末に不良債務そのものが解消になったことに伴いまして、23年度は計上の必要がなく、この部分に係っております。そのほかの基準外繰出金にはもう一つ、25年度まで地方財政法上の収支不足を解消するための収支不足財政支援分の繰出しがあります。22年度は当初予算では計上しておらず、補正を行いましたけれども、23年度は当初予算から計上しております。この分で約3億円増えております。そのほかは救急医療の確保に要する経費などをはじめとします基準内の繰出金になりますが、これは積算の基礎となります交付税単価の増や年度ごとの見込み数値の違いなどによりまして、大体6,000万円程度増えております。これが以上の内容でございます。

○佐々木(茂)委員

申しわけございませんが、今のこの説明について、後でペーパーにまとめていただくと助かるのですが。

○(経営管理)吉岡主幹

わかりました。

○佐々木(茂)委員

◎予防費について

次に、117ページの予防費のところですが、本年度の予算額を見ますと3億962万2,000円、前年度が1億546万円ということでございます、2億416万2,000円増えてございます。これにつきましては、どういう形で、増加

が多かったのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの予防費の増額の理由であります、平成23年度は予算額 3 億962万2,000円ということで、昨年と比較いたしますと今おっしゃった 2 億416万2,000円が増加しております。これは現在任意で接種をしておりますヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんの予防ワクチンの三つのワクチンが一定の年齢に達した方々を対象に接種の機会を与え、その結果を参考に来年度以降、定期接種化の検討を行う材料とするといったことで、国の予算で昨年11月に通知があったものです。昨年度は本年 2 月に接種を開始いたしましたので、第 4 回定例会で 2 か月分の予算を計上したところですが、今年度は事業終了の来年 3 月までの通年12か月分を計上したため、この分が純増、大きく増えているものであります。

○佐々木（茂）委員

ありがとうございました。

◎学校図書について

次に、質問を変えます。

昨日、学校図書館の充実について質問させていただきました。教育委員会からは、小学校は700万円で5,000冊、中学校は2,100万円で7,800冊という御答弁をいただきました。

小学校は27校、中学校は14校という形でございますけれども、5,000冊と7,800冊はそれぞれの学校にどういう形で配布されたのか。例えば単純に200冊なら200冊なのか、それともばらつきがあるのかということをお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

学校図書館図書につきまして、どういうふうに配分されているのかということでございます。平成19年度に国が定めた学校図書館図書標準では、学級数を基準にしておりますが、本市ではそうではなくて、学校単位ごとの配分になっております。それから、児童・生徒数に応じた配分となっておりますので、多少ばらつきというのが生じると思っております。なお、22年度に、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金なのですが、400万円を配分するに当たっては、学級数に応じて 5 学級以下は 5 万円、6 学級から 9 学級につきましては 10 万円、10 学級以上は 12 万円ということで配分しております。また極端に蔵書数が少ない学校につきましては、1 万円ずつ加算しております。

○佐々木（茂）委員

今、金額的なこともお示しいただきました。学校図書の充実についてはいろいろあるわけでありまして、それともう一つ聞き漏らしたのですが、以前からの古い図書があると思うのですが、それらのうち廃棄した図書というのはどのぐらいあったのかということをお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

捨てた本についてということでございますが、形態的に古い本の捨て方なのですが、形態的に使えるが記述している内容が古いとか、資料の表記等が利用価値のないものであるとか、新しい学説や理論が採用された本などにつきましては、利用価値がない場合には捨てるというふうな基準となっております。百科事典や専門書、またスポーツ関係や旅行関係の本につきましては、ある一定の期間、3 年ないし 10 年程度、それぞれの利用価値があるかないかで各学校に判断してもらって捨てていただいています。捨てる数につきましては、できるだけ充足率を高めるために捨てないようにお願いしているのが現状でございます。

○佐々木（茂）委員

いろいろな形で学校にかかわり合いをさせていただいておりまして、小樽市に財政的な問題もあって、学校図書の充足率が不足しているという話を耳にするものですから、予算措置がされてもほかに使われて、図書の充実が図

られていないのではないかと、こんな観点もあるものですからお伺いさせていただきました。

◎司書教諭の配置について

それから次に、学校図書館については司書不在ということで役割が果たされていないのではないかという新聞報道がございますけれども、北海道は小学校では44番、中学校も44番なのですね。それで、充足率といいますか、公立小・中学校の図書館の担当職員の配置状況は、小学校は4.7、中学校は5.1という形なのですが、小樽市の場合、現在どういう基準でどういう配置になっているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

司書教諭の配置でございますけれども、司書教諭につきましては、学校図書館法の規定によりまして、12学級以上の学校に配置する形になっております。小樽市におきまして、今年度12学級以上の学校につきましては、小学校で8校、中学校で2校が該当しますけれども、こちらの学校にはすべて司書教諭の配置を行っております。

○佐々木（茂）委員

今、御説明いただいたように、市内では10人しかいないということでもよろしいのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

基準の配置校にはすべて配置しておりますけれども、そのほかにこの配置校以外にも司書教諭の免許を持つ教員はおります。一応、大まかな数字にはなりますけれども、先ほどの司書教諭の配置の数に含まれてはおりますけれども、小学校で大体20名程度、中学校では十四、五名程度がいるという形になっております。

○佐々木（茂）委員

なぜこういうことが必要でお伺いするかというと、今年度からいわゆる言語力の育成というものを新しい学習指導要領ではスタートしたわけで、図書館の設置状況がお粗末だと教育に非常に影響するのではないかという思いの中からお伺いしているわけでございます。ですから、図書館の図書の整理、子供と司書等との間でいろいろなコミュニケーションがあつて、教育は進められると思いますので、よりよい方向で司書の配置方をお願いいたします。

◎小学校の外国語教育導入に伴う授業時数の調整について

次に、外国語教育導入、小学校で今年度から英語の教科が取り入れられたのでしょうか。その関係で、外国語教育が1時間増えると、私の感覚ではその分また授業が、例えば週50時間あるとするならば、プラス1時間になるのか、50時間の中におさめてやりくりするのか、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○（教育）指導室主幹

小学校におきます各教科等の授業時数でございますが、今年度2年間の移行期間を経まして、小学校5、6年生の外国語活動が正式に始まるなど、小学校の学習指導要領の全面实施となっております。

それに伴いまして、小学校の授業時数全体が945時間から980時間と大幅に増加しております。各教科等の授業時数につきましては、5、6年生の算数の時間が25時間増えるなど、学年によって多少の差はございますけれども、時数が調整されております。

○佐々木（茂）委員

最後に一つだけお伺いいたします。

◎小学校の教科書の選定について

教科書の変更というか、今年、学校の評議委員会がありまして、小学校の教科書が変更になったという話を聞きました。それで、今回採択された教科と、その変更の中身と理由について、それから、不採択になった教科書も学校に常備配置しておいて、それと対比しながらよりよい教育となるよう活用していったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

昨年行われました小学校の教科書の選定でございますが、選定作業につきましては、教科ごとに学識経験者、保

護者、校長、教頭、教員から成る小委員会を設置いたしまして、道教委が作成しました採択参考資料等を基に、それぞれの教科の特徴をまとめ、報告書を作成いたしました。教育委員会において報告書を基に地域性、子供の実態及び確かな学力の育成等を踏まえまして、総合的に採択協議を行い、各教科書の採択をしたところでございます。

採択されていない教科書につきましては、教育委員会に教科書センターというのがございます。そこに随時展示しておりますので、活用できる状況になっております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

よろしく申し上げます。

◎新型インフルエンザ対策に係るBCP（事業継続計画）について

質問に入る前に、1点だけ要望といいますか、お話しをさせていただきたいのですが、本定例会でも、これまで議会の中で取り上げてきたさまざまな制度やシステムですとか、提案について再度確認させていただきました。これは公明党としても、ふだんから市民の方の意見や要望や苦情などを聞く中で、どうやったら市民の方々が住みよいまちになっていくのかということを実際に日ごろから考えておきまして、勉強させていただいております。その中で、いろいろなことを提案させていただいているのですけれども、市長は、今回、市民との協働ということで、私も自分自身の選挙のときに市民の皆さんと力を合わせていきたいということを訴えさせていただいたのですけれども、市民との協働というのは、ある意味で議員との協働ということにもつながっていくだろうというふうに思います。

その上で、以前にも議会の中で提案して、市の中で実行や実施されるものに関しては、質問した議員に対して説明してほしいということをおっしゃっていただいて、その後さまざまな部署の方から提案した内容については、こういうふうには実施されますという説明を受けてきました。また、本年4月には、昨年4月に議会の中で提案した制度がこういうふうになりますという丁寧な説明をいただいて本当にうれしく思っていたのですが、実は今回、BCPの業務継続計画の提案を以前からさせていただいております。これは新型インフルエンザの発生時に、4割を超える方々が仕事できなくなるというようなことも考えられるということで提案させていただいたのですが、既に小樽市保健所でこういうBCPのプランについて策定されていますけれども、総務部長は知っていましたか。

○総務部長

大変申しわけございませんが、存じ上げておりません。

○秋元委員

実はインターネットでも公表されておきまして、うれしいのですが、何でこういうことが続くのだろうかというふうにも思うのです。こういうふうを考えて進めていますよという言葉がいただければ、市民の方々にもこういうふうに進めていますという御報告ができるのですけれども、保健所長は、BCPについて公開されているのは知っていますか。

○保健所長

はい、承知しております。

○秋元委員

私も以前から、特に新型インフルエンザの対策として提案させていただいたのですけれども、こういうふうに進めていますという報告があってもいいのではないかとすることは、実は以前にもほかの件で定例会の中でありまして、ちょっと問題になったのですけれども、その辺に対して保健所長は私が質問したということは知っていましたよね。

○保健所長

当時、私、保健所長ではございませんが、承知しております。

○秋元委員

今日でなくていいのですけれども、予算特別委員会 4 日目の総括質疑のときにまたちょっと触れさせていただいて、どういう経緯でこれを策定したのか、今後どういうふうに進めていくのかをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問に移らせていただきます。

◎平成22年度決算見込みの黒字について

今回、財政の問題で質問させていただきまして、先ほど北野委員からもいろいろと御質問がございました。黒字になったことは非常に喜ばしいことなのですが、我が党の高橋委員からも、巨額な黒字なものですから、その内容についてはしっかりと議論していきたいというふうに質問されていたのですが、今回質問させていただいて、疑問ですとか疑念が市民の中にもある意味進んでいる、広がっている部分もありますので、私も質問のときに単年度というふうに聞いたものですから、こういう答弁になったのではないかと思うのですけれども、市民の方々にもわかりやすくどういう理由で今年度黒字になったのかというのをもう一度御説明いただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

黒字になった要因について再度説明を、ということですが、まず単年度収支で黒字を出した部分でもう少し詳しくお話しさせていただきますが、あくまでも最終予算との比較で決算がどのぐらい増えた、あるいは不用額が出たということが黒字の要因ということですので、その部分についてももう少し詳しく説明させていただきます。

平成22年度予算の最終予算と決算とを比較いたしまして、歳入では市税が約 2 億 400 万円、譲与税、交付金が約 2,800 万円、特別交付税が約 7,600 万円、それから諸収入のうち鉄くず等の売払い収入、こういったものが約 2,700 万円増加の見込みであります。これらにつきましては、合わせて 3 億 3,500 万円になりますけれども、こういったものはすべて一般財源になりますので、何かの事業に充てられるための財源ではないということですから、すべて黒字の要因になります。

それから、歳出の不用額の部分でいきますと、総務費で約 1 億 1,500 万円、生活保護費の不用額が約 3 億円ありますけれども、そのうち市の負担分につきましては約 7,500 万円になります。それから住宅事業会計繰出金が約 1,900 万円、港湾整備事業会計繰出金が 1,600 万円、それと公債費では 3,600 万円、職員給与費で 1 億 8,800 万円という金額が生じておまして、これらの経費についてはすべて一般財源で賄われるということですので、これらを合わせた 4 億 4,900 万円の不用額が純粋な黒字分というふうになります。その結果、歳入の約 3 億 3,500 万円と、歳出のうち一般財源によって賄われる剰余金、不用額が約 4 億 4,900 万円ございますので、これを合わせた 7 億 8,400 万円が黒字の主な要因ということになります。その他、細かい部分でいろいろと歳入歳出の増減要因を積み上げていくと約 4 億円程度あると。それらを合わせますと、12 億円程度の黒字になるということでございます。

それと、今は単年度黒字の部分の見込みということで、説明させていただきましたけれども、先ほど北野委員へも答弁させていただきましたが、平成16年度に実質収支が赤字に転じまして、それから長いスパンで累積赤字が解

消されてきた。その要因はというふうになってきた場合については、やはり地方のほうから強い要望がありましたので、それにこたえる形で、国が地方財政対策の改善を行いまして、20年度以降、先ほどのグラフにもありましたけれども、実質的な地方交付税が増加傾向に転じたということが本市における収支改善の大きな要因であると。単年度カットの原因と、それから長期に対する原因、二つのパターンで説明させていただくと、こういう形になります。

○秋元委員

わかりました。私の聞き方も悪かったですけれども、積み上げたものの結果が12億円近くというのはわかりましたので、一つ一つの積み上げの部分をしっかり聞いていきたいというふうに思います。

今回市税などの部分でも2億400万円上回る見込みであったということなのですが、市税の内訳について詳細に教えていただけますか。

○（財政）税務長

市税の予算と決算との差というのですか、2億400万円の主な要因ということで説明申し上げます。

市税の内訳としましては、個人市民税と法人市民税、固定資産税、都市計画税、あと軽自動車税などで構成されておりまして、やはり予算規模として一番大きいのは、通常、我々固都税と言っていますが、固定資産税と都市計画税を合わせたもので、約72億円になっております。あと、個人市民税で予算が44億円ぐらい、法人市民税で12億円ぐらいのオーダーということで、この三つがほとんど市税の大宗を占めているということで、まず御理解いただきたいと思います。

それで、2億400万円のほうの主な要因ということでございますが、まず個人市民税のほうは対予算から比べると3,100万円ぐらい落ちてございます。これはやはり納税義務者の減と景気低迷、あと、後からも説明申し上げますけれども、リーマンショックなどいろいろな部分がありまして、1人当たりの個人の所得も落ちたのが原因なのかというふうに考えてございます。

あと、法人市民税が1億9,600万円の増になっています。これは2億円の中で、1億9,600万円ですから一番大きい要素なのですが、これは要するにリーマンショックが平成20年9月ですか、世界的な大不況が起きまして、その部分で、本店、支店の法人税の部分がかなり落ち込むだろうということ、それから国のほうの経済見通しの部分でも2割、3割は落ちるのではないかというようなことがありましたし、市内の傾向を見ても、どう見ても上向く気配がないというような部分もありましたので、予算としては高く見積もった部分も含めて予算を組んだところ、結果としては1億9,600万円の差が出たということで、もともと法人市民税というのは、企業の実績に非常にビビッドに動くといえますか、一例を挙げますと、個人の会社を言うわけにはいかないのですが、ある会社でいくと、21年度が100万円ぐらいの法人市民税だったのが、22年度は1,100万円の法人市民税となっています。同じ会社でもそういうふうに非常に景気に左右される部分が大きいものですから、なかなか多めにというふうに見積もっても、またがんと下がる率が大きいものですから、そういう部分も含めて、ほかの税よりはさらにかたく見積もったという部分もあるのかとは思ってございます。

固定資産税と都市計画税で合わせて3,500万円ということでございますが、これは地価の下落がまだ続いているのだとか、いろいろな要素があると思います。あと、若干収納率も少し多かったといえますか、わずか0.1ポイントぐらいですけども、もともとの母数が70億円台のオーダーなものですから、そういう形で額としてはそれなりの数字に現実の下では動いております。ですから、2億400万円ですけども、市税全体は140億円ぐらいのオーダーになってございますので、それで割ると1.5パーセントぐらいの差ですので、そんなに大きくぶれてはいなかったという印象は持ってございます。

○秋元委員

法人市民税で1億9,600万円の差が出たということで、景気によって大きく左右されるということですが、

これまでこれほど多額な差が生じたところというのはあったのですか。

○（財政）税務長

そうですね。差が大きいほうが多かったと言ったほうがよろしいのでしょうか。手元に平成18年度からの予算、決算の資料があるのですけれども、18年度は予算、決算からするとプラスで7,700万円ぐらいでしたけれども、19年度は逆に1億3,500万円ぐらい予算割れして、また20年度は3億1,000万円プラスになって、21年度は2億7,000万円ぐらいプラスになったのですね。そのときよって億単位でずれるものですから、法人市民税にはもともとそういう性格があるということで御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

かなりかたい見積りはしたということで、わかりました。今回総体的な、全体的な見積りの部分でも質問させていただいたのですけれども、例えば不用額の件も近年非常に多く不用額が出ていたということで、この査定といいますか、予算組みのときにも非常に苦労されてきたというふうには思うのですけれども、これまでも分析してさまざまに予算に反映してきたとは思いますが、全体的な分析の中で、やはりこれだけ不用額が出た年というのはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

不用額の推移でございますけれども、平成18年度で18億1,300万円、19年度で15億2,000万円、20年度で15億1,300万円、21年度が21億9,500万円ということで、21年度と22年度の比較でいきますと、22年度は減っているということでございます。

○秋元委員

私は、不用額自体は全然悪くないと思いますし、各部が努力して予算を少なくしているというのは以前に伺いました。ただ、削られて困る部分もたくさんあるわけですから、その部分も加味しながら予算組みされていると思うのですけれども、ぜひ不用額が少なく済むように、少なく見積もるようにぜひお願いしたいというふうに思います。また財政について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

◎小樽市耐震改修促進計画の目標達成の取組について

続きまして、防災対策について伺っていきます。今回の耐震診断のことについて何点か伺いまして、その中で初めに、小樽市耐震改修促進計画の見直しについて伺ったのですが、平成21年3月に策定されておりまして、2年がたちましたけれども、まずは目標達成への具体的な取組について伺いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

耐震改修計画の目標に向けた取組ということでございますけれども、計画は平成21年から27年までの7年間の計画であります。住宅やまた住む者が利用する建築物については、その耐震化を90パーセントの目標としております。また、公共建築物については耐震化の確認がされていないものについては、耐震診断などを行うなど、施設の耐震性が図られるよう努めております。この計画が平成21年3月に策定され、まだ2年しかたっておりません。現在、目標の達成が図られるよう努めているところでございます。

○秋元委員

今2年しかと言いましたけれども、私には2年もたっているというふうに感じるのです。国の基準も非常に高いのですが、道もそれに倣っていますけれども、建設常任委員会に小樽市の計画が示されたときも、非常に目標、ハードルが高いというふうには感じていたのですけれども、この2年たってもあまり進んでいないのかと。また、具体的に取り組んできた内容を聞いても、あまりお答えがないということは、具体的な取組をされていなかったかというふうには思うのですけれども、こういう取組をしてきたというのは何かありますか。

○（建設）建築指導課長

住宅の建物につきましては、無料耐震診断を行ったりしまして、そのほかに助成制度を行って、住宅の耐震化が

図られるようなことを行っております。

また、そういったことについては、広報やホームページなどで周知を図っているところでございます。

○秋元委員

今回、税の優遇制度ですとか、無料耐震診断の件も聞きましたけれども、利用者が非常に少ないということで、以前から市の制度を周知するのは非常に難しいというの、これまでたくさんの方が議論されていましてけれども、小樽市がみずから平成27年度までに90パーセントというふうに決めて策定した計画ですから、国が言うからというのではなくて、やはり独自にどんどん計画の目標達成に向け努力していかなければならないというふうに思うのです。このままだったら、本当にこの計画があまり進まないで終わってしまうのではないかというふうに思うのです。先ほど2年しかと言いましたけれども、本当に2年もたってまだこんなものかという、これは以前に建設常任委員会の中でも話させていただきましたので、もっと具体的な取組をされているのかというふうに思ったのですけれども、非常に残念に思います。

次の質問に行きますけれども、今回、計画の中で、耐震性を確認できない特定公共建築物の建物が59棟あるということだったので、まず、なぜ耐震性が確認できないのかについてお知らせください。

○（建設）建築指導課長

特定公共建築物のうちの59棟が耐震化の確認がされていないということでございますけれども、59棟のうち、学校などにつきましては、昨年からの耐震化に取り組んでおりまして、また市営住宅につきましても、用途廃止などを行いながら、耐震化を図っているところでございます。その他の一般公共施設については、現在3棟しか耐震化が図られていないわけなのですけれども、こういった建物についても庁内の検討推進会議において耐震性があるのかどうかということも含めて協議をしているところでございます。

○秋元委員

計画の中に含まれているわけですから、市の力が及ばないところは計画に入れても、達成は到底無理だと思うのです。その上で、そういうことがわかっている計画に入れているとは思いますが、なかなか確認できない部分について、会議で議論するということなのですが、既に2年たってしまうと、今後どういうふうに議論していくのかとは思いますが、具体的にはどういうふうに進めていくのですか。例えば、ほかの都市がどういうふうに進めているのかという研究はされていますか。

○（建設）建築指導課長

一般の公共施設につきましては、まだ10パーセント程度の耐震性が判断できていないということでございます。ほかの建物についても、建物の解体の予定があったり、そういった個々の状況に応じて診断も行っていかなければならないというふうに考えておりますので、施設管理者と今後進めていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

もちろん、所有者と議論するのはそうなのですが、これまでに議論はされてきたのですか。

○（建設）建築指導課長

平成21年の第1回の検討推進会議において、施設管理者を集めて今後どうしていくかという話し合いは進めております。

その中で、やはりそれぞれの建物の状況に応じて、耐震化を図るところも考えられますし、また、解体するところも当然出てきますので、それらはそれぞれの施設管理者の判断で行っていかなければならないというふうなことでは考えております。

○秋元委員

国もこういう計画を立てながら、特定公共建築物の耐震化を進めなさいというふうに言われていますけれども、国も同じような形で進めているのですか。それとも何か補助制度みたいなものというのはないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

民間の特定公共建築物については、例えば保育所とかそういった施設では補助メニューがあるというふうには聞いております。

○秋元委員

もちろんそういう制度も周知しながら進めていくことになると思うのですが、会議の中で議論するのはもちろんですけども、しっかり所有者に対して、市としてはこういう計画を持っているのだということで訴えていかないと、平成27年度までに特定公共建築物の耐震化を進めていくことは、厳しい、難しい、逆に言うと、無理なのではないかというふうに思うのです。ぜひ、せつかく計画に入れて進めている以上、もっと前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

一般公共施設についても庁内の関係部局と対応して協議していくということで、27棟のうち24棟が耐震化されていないということですけども、いつぐらいまでに耐震化を進めていくのか、議論されていることはわかっているんですけども、いつぐらいまでにやっていくのか、27年度までと計画ではもう決まっているわけですから、どういうふうに、いつまでに何棟という計画を立てていますか。

○建設部次長

一般公共建築物の耐震化の進め方でございますけれども、先ほど課長からも答弁させていただきましたように、民間の住宅等については90パーセントの目標率というのを定めております。公共建築物につきましては、平成27年度までに何パーセントという目標は基本的にはないですけども、状況に応じてきちんと耐震化を進めていきなさいというふうになっておりますので、鋭意進めていく必要があるというふうには思っておりますが、本会議で市長からも答弁させていただきましたように、耐震化につきましては、調査や改修費に多大な予算が必要となりますので、今後そういった部分もにらみながら庁内で検討していく必要があると考えております。

○秋元委員

逆に、この一般公共施設というのは、どういうものがありますか。

○（建設）建築指導課長

一般公共施設でございますけれども、例えば、施設名のほうがよろしいでしょうか。

○秋元委員

種類でいいです。

○（建設）建築指導課長

市役所の庁舎ですとか、あとは小樽病院ですとか、市民会館ですとか、総合体育館ですとか、教育委員会の庁舎ですとか、こういったものが一般公共施設とっております。

○秋元委員

本会議で市長にも質問させていただいたのですけれども、やはりこれは優先順位としては非常に高い施設なのですね。だから、90パーセントの中に入っていないとおっしゃったけれども、今回の災害の状況を見ても、早急に考えていかなければいけない部分だと思います。また、市民の方もたくさん利用されているような状況のときに被災されたときには、一番影響が大きい建物だと思うのです。ですから、早く計画を立てて、平成27年度までの90パーセントに入っていないということではなくて、24棟もあるわけですから、しっかり計画的に進めていかなければならないというふうに思います。

また、万が一、市庁舎が災害を受けて倒壊するような場合があったときに、どこを災害の指揮の拠点にして使っていくのか、本当にいつ起こるかわからないという部分では、早急に検討していかなければいけないと。年度内でも遅いのかと思うのですが、こういう議論はされているとは思いますが、直近で言うと、いつぐらいに災害ですとか、防災についての会議をするような予定はありますか。

○総務部長

ただいま公共建築物の耐震化についての御質問がありまして、全庁的な会議はということでございますけれども、例えば市役所で言いますと、防災計画の中で災害があったときに、具体的に申し上げますと市長応接室、そこがだめになった場合には消防本部を対策本部にするという規定がございます。やはり市としても、対策本部としての機能が失われてしまう。今回の東日本大震災を見ましても、やはり役場の機能というのが大きく失われております。そういうことになりますと、復旧だとか避難だとかといった部分に当然影響が出てくるわけでございますので、公共建築物の耐震化に向けた課題というのは、私どもとしては全庁的な課題として、今後、取り組みたいと思っておりますし、防災を担当している総務部が中心になりながら、できるだけ早い時期に会議を立ち上げて議論させていただきたいと思っております。

○秋元委員

わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

次に移ります。先ほど木造住宅の耐震診断のお話がありました。これは平成21年度から実施されているということですが、これまでの予算と診断件数を伺いましたが、まず、どのぐらいの費用かかっているのか、教えてくださいませんか。

○（建設）建築指導課長

耐震改修促進事業の予算でございますけれども、この制度は平成22年度から始まっておりまして、診断費用の3分の2、かつ3万円を限度としておりまして、22年度については20棟分と事務経費を加えて63万円を見ております。23年度については、10棟分に事務経費を加えて31万5,000円となっております。

○秋元委員

これまでも和歌山県和歌山市に視察に行った話を何度もさせていただきまして、やはり非常に地震の多いところということで、本当に苦勞されて耐震計画を作成されておりました。建設常任委員会の中でも何度も話させていただきまして、例えば、耐震診断は家の中を見られたりするの非常に嫌だという方も多いということで苦勞しているようなお話もありました。実は私もいろいろな場所に行って防災の話をしたときに、9割といいますか、ほぼ100パーセントに近いぐらいの方がこういう制度を知らなくて、興味を持っている方もたくさんいましたので、ホームページ上で公表するのもちろんなのですが、何か次の周知方法を考えないと、なかなか進んでいかないのかというふうに思います。せっかくいい制度ですので、私も勉強してどういう方法があるのか、また提案させていただきたいと思っておりますけれども、周知について、ぜひよろしく願いいたします。

次に、住宅・土地統計調査で平成15年と20年の住宅の耐震化率を教えてくださいまして、数字上では15年に比べて20年が2.1ポイント増えているということでしたけれども、この2.1ポイントの件数ですとか、状況についてお知らせいただけますか。

○（建設）建築指導課長

平成15年の住宅・土地統計調査では耐震化率が64.7パーセント、20年の調査を基にした数値が66.8パーセントということで、2.1パーセント、住宅の耐震化が図られているわけでございます。ただ、この住宅・土地統計調査を基に、ある程度耐震性に対する推計値がありまして、それを加えた数字でございますので、何棟分というのはなかなか難しいかと思っております。ただ、15年の総戸数が6万1,050戸、20年の総戸数が5万5,750戸ということで、戸数としては5,300戸減っているわけです。それと耐震性についても15年から20年にかけて2,250棟減っているわけなので、こういった戸数の減りなどということで考えるとどうしてもパーセンテージしか出せないということで御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

総住宅戸数が減っているということで、耐震化が進んでいるのではないということがわかりました。

続きまして、耐震化改修工事に伴う固定資産税の減額措置の実績なのですが、平成18年度から開始されている制度ですけれども、この制度の利用状況についてはどのような状況でしょうか。

○（財政）税務長

平成18年度の制度開始以来、22年度まででは、この制度の利用実績がないというのが現状でございます。

○秋元委員

どのような手続をすれば、この制度が利用できるのでしょうか。

○（財政）税務長

この固定資産税の減額措置には、いろいろな条件がございます。昭和57年1月1日以前からある住宅だとか、改修工事が1戸当たり30万円以上だとか、1戸当たり120平方メートルに相当する部分だけ減額になるということ、150平方メートルやっても120平方メートルだけだとか、現行の耐震基準に適合する改修工事であるとか、その四つの要件、あと減額される期間も平成18年から21年、22年から24年、25年から27年ということで、今はまだそれぞれで最長3年間です。条件としては厳しいといえますか、適用される範囲が狭いというふうに私も思っています。改修工事を行うときには、その旨を3か月以内に耐震基準適合証明書というものを添付して、市に申告してもらい、その住宅の固定資産税の半額、2分の1が減額されるというような状況でございます。ですから、条件的にはかなり制約されるといえますか、聞くところによると、もう30年以上たっている普通の木造住宅の固定資産税の税額が恐らく1万円を切るのではないかとということですので、例えば8,000円であれば半額の4,000円ですので、規模にもよりますが、改修工事は恐らく50万円や60万円はかかるでしょうから、そういう部分で利用が進まないということの一つの原因になっているのかというふうに思っております。

○秋元委員

わかりました。この制度の周知方法というのは、ホームページだけでしょうか。例えば業者に対してこういう制度がありますよといった周知はされていますか。

○（財政）税務長

ホームページのほうでは、先ほど私が申し上げたものをかなり詳しく掲載してございますが、やはり今言ったように耐震基準適合証明書を出さなければならないということと、その業者も非常に限られているようでして、もともとは国の制度なものですから、国のほうから建築協会だとかいろいろあると思いますので、そちらのほうにも詳しく話は行っていると思うのですが、市としては、今、ホームページでの周知を図っているというのが現状でございます。

○秋元委員

制度的にはきっと利用者が増えれば、市内の耐震改修計画の一助になる制度だとは思いますが、ただ、利用者がどれほど増えるかわからないですけれども、できれば、国からの周知のみではなくて、市としてホームページ上で紹介しているのであれば、小樽市の業者にも市のほうからぜひ周知していただければというふうに思うのですけれども、これについて御答弁いただきたいと思えます。

○（財政）税務長

私どもも、先回、委員からの御指摘もありまして調べさせていただいたところ、ホームページ上と国からのということだったものですから、メインは改修工事なものですから、建築指導課のほうとタイアップしていきたいと、あわせて、その中のいろいろなメニューの中には固定資産税の減額措置もあるということで、建築事務所や建築士が入っている建築事務所協会というのがあるので、そういうところを通して建築指導課と共同で周知を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○齋藤（博）委員

よろしくお願ひします。それでは、質問に入りたいと思います。

◎中学校における柔道の授業の実施について

最初に、今回の予算の中で、中学校で柔道をやるということで、一定の予算措置がされておりますが、その部分については教えていただいて了解できたのですけれども、中身の部分で何点かお聞きしたいと思います。

最初に、柔道を選ぶに至った経過と申しますか、小樽の教育の現場を含めて、どういう議論をして柔道を選んだのかと。新聞によりますと、地元の特徴のあるようなものがあれば、ほかのものでもいいというようなこともあったと聞いていますけれども、小樽でほかの武術なんてそれこそイメージないのですけれども、なぜ柔道を選ばれたのかということをお聞きしたいと思います。

○（教育）指導室長

まず、各学校の体育の授業で柔道を取り扱うことになっておりますけれども、この武道につきましては、それぞれの学校の教育課程ですから、最終的にそれぞれの学校で決定することになりますが、各学校の指導者の部分又は保護者の負担の部分、設備等の部分も含めて考慮しながら、それぞれの学校で校長会等、また小樽市教育研究会の体育部会もございますし、そういう関係の方々のいろいろな声を聞きながら進めてきたところ、来年度はどの学校も柔道をやるという声が上がってきましたので、それを受けまして教育委員会として、それであれば設備の部分を整備していくということで進めているところでございます。

○齋藤（博）委員

学校の声を尊重しているということなのですが、そのときに柔道というスポーツ、競技と申しますか、持っている危険性についてどのような把握をされたのかなど。というのは、受け売りで申しわけないですが、1983年から2009年の27年間に学校で柔道をやって死んだ子供が110人いると報告されているのです。亡くなった方というのは、ほとんどがクラブ活動中だったのです。軽度の障害が残る例も、この27年間に275件発生しているのはかなりですね。そのうち3割は体育の授業中だったという報告があります。そういう一定の危険性がある科目と申しますか、競技と申すのか、その辺についてどのような把握をするなり、議論して柔道でいこうというふうにしたのか、教えてください。

○（教育）指導室長

先ほども申しましたとおり、各学校の教育課程ですから、それぞれの学校で決めることにはなるのですけれども、ただ、それぞれの議論の中で聞こえてきたものとして、まず指導者の部分です。安全面ということを考えますと、指導者がきちんと指導できないと、今、委員がおっしゃったように心配な事故というのは起こるものと認識しております。このため、これまでも実技研修だとか、あるいは安全面を意識して指導の研修を行ってきているのですけれども、さらに充実させるという議論の中で、それぞれの学校が時数自体もそれほど多くはないものから、その中で安全に指導するというところで進めて決めているところというふう聞いております。

○齋藤（博）委員

今の御答弁にかかわるのでございますけれども、中学校の教員ですから、当然体育の教員もいらっしゃるし、体育でなくても自分の趣味と言ったら悪いですが、学生時代に柔道をやっていて、有段者という方もいらっしゃるかもしれない。小樽の中学校に柔道の有段者の方は何人いるのですか。例えば、そのうち各学校の体育の教員で柔道を大学時代なり勤められてからも一定取り組んでいる方というのは何人いらっしゃるのですか。

○（教育）指導室長

平成22年度の調査でございますけれども、市内の保健体育の教員が23名いるということで、そのうち柔道の指導経験者が12名、また大学で柔道を履修している者については19名、有段者につきましては9名で、初段が8名、2

段が 1 名というような状況でございます。

○齋藤（博）委員

19 名の方というのは、大学のそれこそ体育の選択みたい部分で、テニスをやるか柔道をやるかというような部分で柔道をやっていた先生というような理解でよろしいのでしょうか。

○（教育）指導室長

私どもで調べた範囲では、大学での履修で 19 名というふう聞いておりますので、今、委員がおっしゃった範囲かというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

今回、学校でやることになるわけですから、当然、全責任を学校で持つことになるのですが、先ほどもちょっとおっしゃったのですが、この授業を行うことに関して、中学校での研修体制や訓練といったものというものは行われているのでしょうか。

○（教育）指導室長

昨年度も先ほど話しました小樽市教育研究会の体育部会の中で実際に実技講習を行って、教員の指導力を確かなものにするということ、また安全指導という面も含めてそういう講習会を行っております。また、今年度も、この秋口になろうかと思うのですが、来年度に向けた施設整備の中で、畳マット等を導入されたときに、また改めて指導者の研修会を行うということで計画を進めているところでございます。

○齋藤（博）委員

具体的には、1 年生は 1 年間で柔道の授業というのは何時間予定されるのですか。

○（教育）指導室長

約 10 時間程度というふうになっております。

○齋藤（博）委員

この柔道をやれというようなことで文部科学省がつくった資料の手引があるそうなのですが、この中で 1 年生がその 10 時間の中で習得すべきわざとして、体落としとか大外刈りというのがあるというふうに書かれているのだそうなのですが、そういったことというのは具体的に可能なのでしょうか。

○（教育）指導室長

具体的にこれまで指導されている状況を聞きますと、今の段階でそこまではやっているという状況にはちょっとございません。ただ、当初、1 年生などはやはり寝わざや受け身から入って、とにかく安全に柔道の授業を受けられるように、まず安全指導を第一に取り組んでいるところでございます。

○齋藤（博）委員

こういう授業をやったときに、小樽にも柔道連盟というのですか、そういった専門に教えている方などもいらっしゃる、道場を持っている方もいらっしゃると思いますが、そういう方との連携というのは検討されたのか、今後考えられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）指導室長

これまでも柔道の各大会等で外部講師として地域の方をお願いしている部分もございまして。今後、外部指導者ということで活用のほうも検討するというのも体育部会の中でも話し合われたようであり、私どもも安全指導の面から考えても、しっかりと指導ができるように配慮してまいりたいと思っております。

○齋藤（博）委員

もう一つは、マットみたいなものは教育委員会のほうで予算措置して学校に配置していくということになる。小樽の子供たちはたぶん何人かは柔道をやっているのかもしれませんが、ほとんどの子供は柔道着というのは持っていないと思うのですが、これについては保護者に負担をお願いしていくことになるのか、そして、小樽では

どのぐらいのものを購入できるのか、その辺についてはどういうふう考えられているのですか。

○（教育）総務管理課長

柔道着につきましては、生徒負担ということを考えております。札幌のほうではあっせん価格5,000円程度であっせんしているということで、柔道着を見ますと定価で6,300円ぐらいのものが3,980円ぐらいで入ります。また男子ですけれども、高校へ行きますとも大体柔道をやっておりますので、家庭の負担を少しでも減らすという意味でも、学校側は柔道を選ばれたのかというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

すごい発想だなと思ったのですけれども、高校へ行ってから柔道をやるともいますので、今から買うのはその人たちにとっては使う期間が長くなったという意味ではそうかもしれませんけれども、必ずしも中学生が全部柔道のある高校へ行くなどという設定はできないと思いますので、それなりの経済負担をお願いすることになるのですけれども、やはりいろいろと家庭の事情もあるわけですし、そういった家庭に対する負担の見方というか、持ち方等について何か検討されているのか。要するに、買えなかったらどうするのだという話ですから、その辺についてはどういう考えなのかお聞かせください。

○教育部長

来年度から武道の授業が始まるということなのですけれども、一つは柔道か、剣道か、相撲の中から何か選ばなければならぬという前提から出発しているということを御理解いただきたいと思います。

そういった中で、先ほど担当のほうから申し上げましたけれども、学校での指導者の状況ですとか、委員がおっしゃった柔道着の問題ですとか、保護者の負担という言い方をいたしましたけれども、先ほどちょっと高校のことを申し上げましたのは、実は市内の全部の公立高校で授業として柔道はやっています。こんなやせっぽっちですけれども、私も高校で柔道をやったことはあります。なので、教育委員会会議の中でも結構議論になったのですけれども、やはり年間10時間程度の授業時間ですから、そこで乱取りをするだとか、本当の試合形式の試合をやるだとかという、そこまでなかなか考え得ないだろうと。ただ、中途半端に覚えて友達同士でわざをかけてやって、先ほど委員がおっしゃいましたけれども、けがの内容というのは、やはり頸椎とか頭を打つことが多いものですから、特に安全上の問題というか、わざというよりもまず受け身をきちんとするですとか、やはりそういったところから出発していかなければならぬだろうというふうに思っているわけです。ですから、その意味で、前段申しあげました教員の指導力の向上、本会議の中で教育長からも答弁させていただきましたけれども、安全指導への徹底というのはそういったことで今年度の中で、来年から正課が始まりますから、今年度の中でその辺からまずしっかりやっていかなければならぬというのが現状での基本的な考え方です。

それと、柔道着についてはどうしても決して安くない負担が生じると思います。ただ、この部分についてはいろいろな御意見もあろうかと思っておりますけれども、やはり中学校でもジャージの問題ですとか運動靴の問題ですとか、いろいろな部分がございますので、それをすべて公費ということでは考えにくい、考えられない部分がありますので、これは授業の中で使うということで保護者に御負担をお願いしたいというふうに思っております。ただ、今もちょっとありますけれども、購入方法については、学校とも相談する必要があるというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

ちょっと話が飛んで悪いのですけれども、例えば生活保護を受けている方でこういう場面があったときというのは、何らかの手だてというのは可能なのでしょうか。柔道着の購入に関して相談を受けた場合は、生活保護を受けている方はどういう扱いになるのでしょうか。要するに、義務教育の中で新たに柔道着を買うことになったというふうに相談されたときに、最低生活費の中で工面しなさいという話になるのか、義務教育上の何らかの手だてというのは考えられるのか、教えてもらいたかったのです。

○福祉部長

その点についての質問の通告を受けておりませんので、生活支援課長が出席しておりません。ただいまの状況ではお答えができません。

○斎藤（博）委員

はい、では違うときにまたやります。

それでは次に、質問を変えたいと思います。

◎教育行政執行方針原稿の議員への事前配付について

今回、教育長から教育行政執行方針というのを、お話いただきました。まず、総論的な部分なのですけれども、今回は選挙もあって、それから教育長もかわられたということで、第 2 回定例会で行ったということですが、普通は第 1 回定例会で行うというお話ですけれども、扱いとしては、普通は予算や議案説明というのは事前であって、教育にかかわる予算なども出てくるわけですけれども、来年度以降については第 1 回定例会のときに行うということなのか、例えば市長部局による議案説明の日がありますけれども、そのときには事前にこういう原稿といいますか、文章というのは、今回はちょっと時間的な部分もあったのですけれども、来年度以降は議案説明のときに事前にいただけると理解してよろしいのですか。それともやはりぶっつけ本番、当日でないといけないものなのでしょうか。

○教育部長

今、委員がおっしゃった部分、実は私どもも、総務部とも相談しなければならないですし、議会事務局とも相談する部分があるというふうに思っております。というのは、教育長の教育行政執行方針というのは、議決案件ではないですから議案にはならないのです。ただ、当日お渡しして、それに対する質問とか、そういったことにもならない部分はあると思います。それから、予算の提案権は市長のほうで教育委員会にはないという、その辺のこともございますので、来年度は第 1 回定例会で行おうというふうに考えておりますけれども、そのときの取扱いについては少し相談をさせていただきたいと思っております。

○斎藤（博）委員

よくわかりました。

それでは、内容で何点かお尋ねしたいと思います。

◎いじめ、不登校、暴力行為について

最初に、文書で言いますと 3 ページですが、そこで小樽の現状を受けてお話しいただいている内容だと思うのですが、上から 2 行目で「さらに、いじめ、不登校、暴力行為などは、依然として課題が見られることから」というような記載がございます。

そこでお尋ねしたいのですが、改めてここで言われているいじめや不登校や暴力行為についてどういうふうに定義されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

私どもが押さえておりますデータにつきましては、毎年文部科学省が調査しています「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」というものに基づいて調査をしております。

その中のいじめの定義でございますけれども、「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」という定義に基づいて、各学校において御報告いただいているものを掲載しております。

不登校につきましては、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由にあるものは除く。」とされており、不登校児童生徒数とは、長期欠席者、年間に 30 日以上欠席した児童生徒という項目で不登校を理由とするもの

を御報告いただいているところであります。

暴力行為につきましては「自校の児童生徒が、故意に有形力、目に見える物理的な力を加える行為をいい、非暴力行為の対象によって『対教師暴力』『生徒間暴力』『対人暴力』『学校内施設・設備等の器物損壊』に分かれる」というふうに定義されております。

○齋藤（博）委員

そういうふうに定義いただいたいじめなり不登校なり暴力行為について、小樽の現状について具体的にどういうふうに押さえられているか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）指導室主幹

小樽の現状についてですが、文部科学省による平成22年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、各学校から御報告いただいたものを取りまとめたものについてお話させていただきます。

まず、いじめについてです。平成22年度につきましては、小学校151件、中学校62件の計213件となっております。

次に、不登校の状況についてでございます。22年度に不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒は、小学校9名、中学校81名、合計90名となっております。

続きまして、暴力行為についてでございます。小学校では、児童間の暴力が2校で2件ございました。中学校におきましては、対教員暴力4件、生徒間暴力26件、器物損壊8件となっております。

○齋藤（博）委員

◎体罰の定義と小樽市の現状について

今読ませていただいている報告の中に、いじめ、不登校、暴力行為などについてというようなことがあったのですが、逆に、よく言われている体罰については、今おっしゃったような調査項目にあるのかわからないですけども、普通言われている体罰というのも、先ほどと同じように一定定義していただきたいと思えます。

○（教育）学校教育課長

体罰の定義については、昭和23年、当時の法務庁から通達がございまして、要は国の定義というふうになっております。この中では、「身体的に対する侵害を内容とする懲戒」ということで、例えば殴るけるですとか、それから、「肉体的な苦痛を与えるような懲戒」、例えば正座ですとか、直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させるといったようなものを体罰ということで法務庁のほうから回答はしております。

○齋藤（博）委員

私たちが小さかったころには、毎日そういうふうな状況の中で暮らしていたのですけれども、今はやはり状況が違うということで思っておりますけれども、例えば平成22年の実態として、市内の小・中学校で体罰に関する報告というのはございましたか。

○（教育）学校教育課長

直近で申しますと、平成20年に1件体罰ということで学校のほうから事故報告はいただいておりますけれども、それ以降、体罰に関する事故報告はございません。

○齋藤（博）委員

先ほど体罰の定義を教えてくださいました。教育課程だから専門的にはいろいろあるかもしれませんが、例えば子供が子供を殴ったり、つねったりするということがあった。それに対して、その痛みを教えるために教員が生徒を殴るとかつねるといふのは、教育なのですか、体罰ですか。

○（教育）指導室長

今おっしゃった、子供が友達をつねったから、教員も同じようにその痛みを味わいなさいということをつねるといふことだと思うのですけれども、これは肉体的な苦痛を与えるということで、やはり体罰に当たるのではないかと思います。

○齋藤（博）委員

それでも、小樽では平成20年とか21年、22年にはそういった報告は上がってきていないという押さえだということですね。わかりました。

◎教員の健康管理について

それで、もう一つお聞きしたかったのは、5ページに信頼に応える学校づくりというようなことで書かれていて、その中で教育公務員についてもいろいろと書かれているわけですが、教員の健康の問題といったときに、教員の場合はストレスについての問題が結構問題になっているというふうに聞きます。一般的には労働者だから健康診断を受けていますというのは、それはそれで了解するわけですが、先ほどの不登校ではないですが、小樽で学校現場に起因するような理由で、長期に休まれているようなケースというのは何件かあるのか、あったらどれぐらいのものなのかというのを教えてください。

○（教育）学校教育課長

今、委員がおっしゃった、メンタルの関係で休んでいる教員は、直近の平成23年度で申しますと7名ほどおります。すべてがいわゆる分限の休職ということではなくて、病気、要はそういう診断書が出ております。

○齋藤（博）委員

中がないから、あえてお話をさせていただきますけれども、今後のこういう考えの中で、教職員の職場環境や健康の問題というのも、学校を運営する上で重要なファクターだと思います。

どこに載せるのかということでは、このづくりでは難しい部分もあるかと思いますが、いろいろと触れていますので、来年度に向けてはやはり子供のこと、保護者のことというものもあると思いますので、学校の職員の環境の健康管理の問題とか、できたらそういったところについても触れていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○教育部長

教職員の健康管理の問題については、大事な問題でないというふうには全然考えていません。今も担当のほうからお話しましたとおり、教育現場でも心の関係の部分で休まれる方が増えてきているという傾向にありますし、その対応としても、いろいろな啓発資料ですとか、管理職として対応すべきことですとか、そういった対応もしております。本年初めて教育長の行政執行方針を提案させていただいていますので、今後のあり方については、教育委員会としてもいろいろと議論していかなければならない部分があるのですが、今回提案させていただいたのは、基本としては、小樽市教育委員会の執行機関の責任者である教育長が小樽の教育、特に市民あるいは議会に向かって、こういう教育行政執行を今年1年行っていくということを中心に述べたつもりでおります。ですから、教員の健康管理、福利厚生といった部分というのはちょっと違う視点で言ってきた部分はあるのですが、そのことが大事ではないというふうには全然考えてはおりませんので、来年からそのことについても触れますということについては、ちょっと内部的にも検討させていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

またやります。

質問を変えたいと思います。

今度は消防本部に2項目にわたってお尋ねしていきたいと思っております。

◎線量計と線量率計について

最初に、代表質問でもお尋ねしましたが、消防本部にも線量計なり、線量率計が配備されているというお話をいただきました。いつ買ったのかというのがはっきりわからなかったものから、改めて、いつ買われたのか、そしてどういう形で小樽の消防本部に配備されるようになったのか、そういった経過についてお聞かせください。

○（消防）警防課長

ただいまの御質問の件ですが、個人用線量計と線量率計については緊急消防援助隊に登録の全国785消防本部に対し、無償使用の手続をとるよう国から依頼があり、後志総合振興局を通じ配備されたものであります。また、個人用線量計につきましては、平成23年3月11日、線量率計につきましては同年3月28日に総務省から当市へ送られてきたものであります。

○斎藤（博）委員

緊急の必要性ということで国から送られてきたというようなお話なのですが、どのような使用目的なりで送られてきたのか、もう少し詳しくお話しいただけますか。

○（消防）警防課長

今お話のありました使用目的、使用方法についてであります。一例といたしましては、今回の東日本大震災の派遣単位で個人用線量計を常時携帯させ、放射線の総被曝量を測定するとともに、隊員が生活するベースキャンプ、テント内と活動区域の放射線量を測定いたしました。

○斎藤（博）委員

今がこの線量計なり線量率計の使用実績ということで、小樽市内ではまだ使われていないという理解でよろしいのでしょうか。

○（消防）警防課長

そのとおりであります。

○斎藤（博）委員

◎消防救急無線のデジタル化について

次に、消防救急無線のデジタル化について何点かお尋ねしたいと思います。その理由の一つに、消防救急活動における個人情報の保護というのが挙げられているわけですが、現状ではそれを回避するといいますか、要するにあまり保護されていないというような意味なのかとも思うのですが、現状、アナログを使っていると思うのですけれども、その場合、個人のプライバシーの保護にどういう問題があるのか、お聞かせください。

○（消防）警防課長

現在、使用しているアナログ無線につきましては、交信を傍受される可能性があります。それに比べデジタル無線は、デジタルの信号を符号化することによって、通信の秘匿性が向上し、消防救急無線での個人情報等の保護が可能となるものです。

○斎藤（博）委員

専門用語でもないと思うのですが、通信が傍受されるというのは、具体的にはどういう状態なのか。

○（消防）総務課長

通信を傍受されるというのは一般的にどういうことかという御質問だと思うのですが、今のアナログ無線の方式は電波にただ音声を乗せているだけの方式でありまして、趣味で無線機をお持ちの方が現在消防で使っております周波数にチャンネルを合わせますと、その無線で入り込むことはできないのですが、一方的に聞くことだけは、どなたでもできるという状況になっております。

そういった中で、私ども救急などで患者を運ぶわけなのですが、病名ですとか、個人のお名前や年齢、性別ですとかをどうしても無線の中でやりとりしなければならない。そういった場合に、今回のデジタル化に合わせて、今のアナログのように無線機をお持ちで周波数を合わせても、傍受できないというのがデジタル化の無線の特徴でありますので、そういう意味で傍受を防ぐことになると思っております。

○斎藤（博）委員

そういうふうに説明をされるので、消防無線を聞くこと自体は、別に違法性とか何もないということなのですね。

私も救急車で運ばれて2時間半ぐらい行くところがなくてうろろろしていたのですが、そのときなどもそういう状態だったのかと思うのですけれども、具体的に傍受をされているのではないかと、されているということを前提に消防では活動されていると思うのですけれども、現時点で消防無線が趣味の方に聞かれているかもしれないことを想定して、どういった対策がとられているのですか。

○消防長

今いろいろな形で担当のほうから説明しましたがけれども、私どもアナログで傍受をされている機械があるというのはわかっていますので、例えばそういった部分には略語を使うとか、それから携帯電話を使うとか、そういうような方法で、今のところは回避しております。

○斎藤（博）委員

◎デジタル無線整備計画と消防の広域化について

次に、代表質問のときに、デジタル化の今後の予定ということで、基本設計が行われ、実施設計が行われて、平成26、27年度に無線基地局の設置を計画しているということ、具体的には今どういうことを検討されているかというのをお聞かせいただけますか。

○（消防）警防課長

デジタル無線の整備計画であります。平成24年度につきましては、電波の覆域調査、これは機器構成のほか、チャンネル数等を決定して、概算整備費を算出するといった基本設計を実施いたします。続きまして、25年度につきましては、基本設計に基づき、整備の調達に必要な書類を作成する作業である実施設計を実施いたします。続いて、26、27年度は、基地局、車載無線機などの導入及び設置などを実施し、運用試験を行う無線局整備を実施することとし、28年度の運用開始に向けて計画を進めていくものであります。

○斎藤（博）委員

前も代表質問でこのデジタル化の問題と消防の広域化の問題についてどういうふうに考えていったらよいかというような質問をさせていただきました。その中で、消防の広域化の目的については、消防なら消防本部で出動態勢や運用する消防車両、それから火災原因の調査などの要員確保等々、いろいろと難しい問題もあるので、広域化、いわゆる統合のメリットで克服していこうと考えているというお話をいただいています。そういった国なり道が示している消防広域化の目的から考えると、現在は後志管内の消防を全部一つにしてしまおうというような考え方で協議していると言われておりますけれども、小樽の消防としては広域化の協議に臨むときのメリットというのは、ほとんどないように聞こえてくるわけですが、その辺についてはどのように考えられているのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）総務課長

消防の広域化の協議に対する考え方という御質問ですけれども、今、委員がおっしゃった内容では、広域化は後志の4消防本部が一つになってしまおうという考えで進めているのかということかと思うのですが、現在、私どものスタンスとしては、決して広域化ありきで協議をしているわけではございません。あくまでも道の推進計画の中で、後志の4消防本部は一つになることが広域という観点から見ると望ましいのではないかと提案を受けて、私どもは広域化するのが本当にいいのか、それとも広域化しなくて現在の体制をとったほうがいいのか、いろいろと検証しながら現在協議を継続している段階ですので、決して広域化を目指して協議に集中して臨んでいるのではないということでもあります。

○斎藤（博）委員

最後ですけれども、消防の広域化は平成24年度中に結論を出しなさいという話をしています。デジタル化はその後の28年度ということで、たぶん間に合うと思うのですけれども、先ほど26年度、27年度に無線局の工事を考えているというふうに答弁いただいていますけれども、これは広域化になるとならないとで、準備する無線局の考え方

や基地局の考え方について何か大きな変更があるのか、それとも広域化がどちらの方向にいても、今進めているデジタル化についてはあまり影響を受けないものなのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）総務課長

消防の広域化と消防救急無線のデジタル化の関連性ということの御質問と思いますけれども、消防の広域化とデジタル化の関連性については、消防の広域化の有無にかかわらず、全国すべての消防本部が平成28年6月の切替えに向けて実施しなければならないことになっております。ですから、委員から御指摘があったとおり、今後の広域化実現の有無が現在、計画しております本市のデジタル化事業の実施に影響を与えることはなく、事業のほうは計画どおりに推進できると考えております。

○斎藤（博）委員

私の質問項目の最後に、時間があつたら小樽における周産期医療体制についてというのがあったのですが、周産期医療については次回に回して、今日はこれで終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

予算特別委員会に半年ぶりぐらいに戻ってまいりました。無所属議員だったので、しばらくぶりに多くの理事者の方の中でまた質問をさせていただくわけですが、やはり暑い中だと、これだけ多くいらしゃると、ちょっとむさ苦しい、涼しくなってきましたけれども、早く終わるように、聞けるところは簡潔にお伺いしていきたいと思っております。

◎新共同調理場の土地取得について

1点目、本会議でお伺いしました新共同調理場について、改めてもう何点かお伺いしたいと思います。

そもそもこの新共同調理場の計画の策定というのが始まったのがいつなのかということ、まずはお答えいただけますでしょうか。

○（教育）学校給食課長

統合新築の方針の作成でございますけれども、平成18年2月に本市の財政再建推進プランの実実施計画が策定されております。その際、市の公共施設のあり方についても検討され、2か所の共同調理場につきましては、施設の老朽化などの現況から統合新築、また効率的な運営の観点から調理業務等の民間委託の方針が決定されております。また、あわせまして、教育委員会におきましては、これまで教育施設のあり方や運営方針などにつきましては、条例に基づき設置しております小樽市学校給食共同調理場運営委員会において協議いただいております。この財政再建プランの策定時と同時期であります、同運営委員会におきましても同様の方針が決定されており、この時期が策定の時期というふうに認識をいたしております。

○成田（祐）委員

今回のこの策定そのものの時期が本当に平成22年に始まって、それで今回の土地取得の経緯になったのであれば、ある程度その後に決まったことだから、こういう経緯、経過で土地を買ったというのであっても、納得できることなのではございますけれども、その4年以上前から土地を買おうと考えていたと、新共同調理場を建てるのだという話があった中で、なぜダイレクトに雪の花酒造跡地を買えなかったのかと。やはりその部分がどうしても気になってしまうわけです。

改めて、今回土地購入の価格が出てきましたけれども、その不動産評価額についてどのように算出されたのか、そしてその鑑定を行った不動産鑑定士はどなたなのか、お答えいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

不動産鑑定の評価におきましては、一つ目に、都道府県が定めた基準値の標準価格というものがあまして、それがちょうど今回購入する土地のものでありました。その価格が今年の 7 月 1 日現在で 2 万 2,000 円と公表されております。それに時価修正を考慮して、まず 2 万 1,100 円という数字を算定しました。それと、取引事例比較法というものをもとめた価格、これは市内のある程度大規模な取引事例を参考に標準的な価格を設定しまして、それが 2 万 1,000 円と算定されております。この二つを考慮しまして、ここの土地を 2 万 1,000 円と不動産鑑定をしております。

さらに、今回買う形状ということで、規模が大きいのということと値がさによる市場性が劣るということも考慮して査定されまして、マイナス 10 パーセントという数字を計算されまして、平方メートル当たり 1 万 8,900 円という不動産鑑定になっています。なお、この土地の価格については、あくまでも建物がのっていない、更地にした価格ということで鑑定書が出ております。

不動産鑑定をしたところは、有限会社増村不動産鑑定であります。

○成田（祐）委員

鑑定士のお名前は、お伺いできますか。

○（財政）契約管財課長

不動産鑑定士は、増村哲史氏です。

○成田（祐）委員

今、更地での見積りだというふうにお伺いしたのですが、当然ながら雪の花酒造から土地を買ったときに、更地にするお金、いわゆる解体費用がかかるというのは私も存じ上げておりました。いろいろな建設会社にお伺いしましたけれども、その費用がおおよそ 3,000 万円から 4,000 万円ほどではないかというように伺っていたのです。今回、土地を購入したのに当たって、雪の花酒造から買ったときと、そこから今度、本市が買う場合と、価格に 7,000 万円ほど差があるのですが、その解体費というのは、どのぐらいの見積り額で出されているとか、そういった説明というのは受けましたか。

○建設部次長

雪の花酒造の土地を取得するに当たっては建設部でも、市で買う場合には先ほど課長から話しました更地価格なのですが、参考までに市で解体工事を出したならばどのぐらいかかるかということ、詳しい図面などはないので、あくまでも建物の延べ床面積と建物の構造を基に概算で算出をさせていただきます。建物の延べ床面積につきましては、約 7,000 平方メートルでございます。また、建物の構造につきましても、鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨造が主な構造になっておりますので、これらを考慮いたしまして、建物の解体、建物と建物の基礎、この解体費を約 9,000 万円というふうには算出させていただきます。

また、私も解体費用を算出するに当たって、現地に確認に行っていました。建物の中にお酒をつくる際に使っていた設備機器等が大量に残っております。また、お酒を貯蔵する大きな高性能タンクも数えきれないくらい中にありましたし、あるいは高さが 10 メートルもある大きな高性能の貯留タンクも中に何基もあった、あるいは外にも置いてございますので、これらの解体費につきましても、相当な金額を要するのではないかとこのように思っております。

トータルいたしますと、設備機器あるいはタンク等の解体費も入れると 1 億円は下らないのではないかとこのようにいう形で、私どものほうでは算出させていただいたところでございます。

○成田（祐）委員

今おっしゃっていただきましたけれども、私も雪の花酒造の内部は何度か拝見しております。確かに倉庫の中には太い鉄柱があったり、中がどこまで埋まっているとか、そういう話で価格が変わるといふふうには伺っていましたけれども、そんな中でも一般的な建設業者からお伺いする金額と相当開きがあって、市は倍近く大きく見積も

っているということだと思っております。もし今おっしゃった見積りで正しければ、北のたまゆら社は損を覚悟でこれを行っているということなのですか。それとも、北のたまゆら社は当然ながら更地にすることを前提で、本市に売却することになっていると思うので、その解体費用というのは、もう出されているのですか。その辺というのは御承知でしょうか。

○建設部次長

北のたまゆら社がどの程度解体費を算出しているかは、私どもとしては存じておりません。

○成田（祐）委員

たぶん私が市当局と話が合致しないというか、意見が食い違ってしまうというのは、その解体費の部分で、もう少し安く上がるのではないかと、いや、1億円ぐらいかかるだろうというところで利益があるのかないのかという話になってしまっていると思うのです。なので、やはりその辺も事前に前もってもう少し北のたまゆら社から伺うなり、どうしても誤解を受けてしまうような形になってしまうと思うのです。

それとともに、私がやはりどうしても1点申し上げたいのは、平成18年当初に新共同調理場が決まるとなったとき、なぜ倒産した雪の花酒造から直接買えなかったのかと。会社ですから当然破産して売却しなければならないとなったときに、ほかの会社に一枚かませるのではなくて、少しでも地元業者に一枚かませる、本市が買い上げるということをもう少しアンテナを張っていれば、破産会社に対しても何かしらの部分で助けられたのではないかとこの部分がどうしても気になってしまうわけなのです。結局それが一枚かんでしまったから、今のような解体費用の部分の見解の違いで、こういうような話になってしまっているのかと思うのですが、その辺のアンテナの張りぐあいというか、もう少し市が広くそういった機会を設けてみることができなかつたのかという部分についてももう少し御説明願えますか。

○（教育）学校給食課長

雪の花酒造が廃業されるという報道があったのは、平成22年7月ころの時期だったというふうに記憶しています。大変残念ながらその報道で私などは廃業を知ったのですけれども、その後の雪の花酒造の土地の関係については、ある程度魅力があるなという認識は持っていたのですけれども、その後の確認をした関係では、既に第三者に売られているというようなお話をお聞きし、その段階では新共同調理場の候補地として当然もう第三者のものでありますから、想定はいたしておりました。そういうことで、昨年、直接購入ということには至らなかったというふうに記憶をしております。

○成田（祐）委員

今の点と、私が考えているところでどうしても不自然なところがもう一点だけあるのですけれども、北のたまゆら社が当初持っているのは5,000坪ですね。1回そこで事業をしようと思ったけれども、その事業が中止になったから、結果的には本市に売却することになったというふうに伺っております。ただ、当初取得したこの5,000坪というのが非常に理解しがたいのです。なぜかといいますと、北のたまゆら社が札幌市やほかのところで経営しているスーパー銭湯は、ほぼ2,000坪レベルなのです。なぜ5,000坪も買っているのかと。ほかのいろいろなところにある一般的なスーパー銭湯みたいなのところも、5,000坪というのはほとんどないのですね。だから、そもそも事業として5,000坪の事業をやろうとしていたのか、非常に疑問な点が残ってしまうのです。今私が申し上げた2,000坪というのは3,000坪を売ったら、ちょうど残りが2,000坪なのです。なので、こんな答弁はたぶん出てこないと思うのですけれども、あらかじめ売却の密約があったのではないかと疑ってしまうのです。そのようなことはなかったのでしょうか。答弁はたぶん出てこないと思うのですけれども。

○教育部長

今5,000坪とか2,000坪とか3,000坪とかいろいろな言葉が出ていますので、私のほうでちょっと整理をさせていただきたいと思うのですけれども、私どもが新共同調理場の敷地として必要な面積としては約1万平方メートル、

3,000坪程度です。それから、交通の利便性、そして新共同調理場は工場ですから工業専用地域、ここを一つの条件としていろいろ探してきました。正直言いまして、先ほど申し上げました平成18年以降、いろいろな部分の土地を探した経過があります。なかなか条件が合わない中では、議会の中でも結構やりとりした経過がございますけれども、現在の新光共同調理場が建っているのは第1種住宅専用地域ですが、そこで建てなければならないのかというような考えも私ども内部的には検討した経過がございます。

その中でたしか12月の中旬だったと思いますけれども、北のたまゆら社のほうから公拡法第5条という法律によりまして公用で使えないかという届出がありました。その届出があった面積というのは、1万平方メートル、約3,000坪ですから、私どもとしては、先ほど言った新共同調理場の適地とする三つの条件に合致するというので、具体的な内部協議も、それから北のたまゆら社との協議も始めたわけです。ですから、入浴施設に何千坪必要なのかとか、残りの2,000坪をどうするのかということは、私どもは承知していないことですし、私どもはあくまでも先ほど言った三つの条件について、北のたまゆら社からは公拡法に土地が該当するという、そういう判断の中でこの議論を進めてきたというのがございます。

確かに、12月7日に公拡法が出て、第1回定例会の中で土地取得のための予算を提出させていただいております。御承知のとおり、第6次総合計画の前期実施計画の中で新しい共同調理場を建てるという、そういう位置づけもございますし、皆さんも御承知のとおり、岩見沢市で大きな食中毒の事故がございました。こういうのを見ましても、教育委員会としては、できるだけ早く現在の環境衛生基準に基づいた新しい共同調理場を建てたいという強い希望を持っておりますので、市長部局等にお願しながら、当初予算で土地取得の予算計上をしていただいたという経過でございます。

○成田（祐）委員

ということは、公拡法が出てきたのは、3,000坪ということで間違いなのですよ。なぜ全部の5,000坪でなかったのかわからないですけども、とりあえず3,000坪ぴったり出てきたという認識でよろしいですか。

○教育部長

3,000坪が出てきたというよりも、旧雪の花酒造が所有していた分が3,000坪というか、1万163平方メートルです。それがそのまま出てきたということでございます。

○成田（祐）委員

続きの話は別の日に引き続き行いたいと思います。

◎政治資金規正法違反事件について

時間がないので、次の話に移りたいと思います。

政治資金規正法違反事件についての本会議での答弁にかかわって何点か再度詳しくお伺いしたいと思います。

おとこの答弁だと、全容解明が再発防止を検討するものであると考えていると、そのような御答弁をいただきました。それであれば、この再発防止策というかじを一番握っているのは、どこが握っているのかと。当然ながら自分たちも襟を正さないとならないですけども、市当局が襟を正さなければならない、再発防止を一番に検討するのだとなれば、結果的にほとんどの人間が事件にかかわっていることになって、果たしてこれが再発防止策として適当なのかどうかと、そういった観点になってしまうのですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

まず、前段、外部調査委員会を設立したことをもう一度説明させていただきますけれども、今回の事件で多くの職員が売買にかかわっている部分があって、内部での調査委員会だとやはり中立性に欠けるのではないかという部分で、今回は中立性と独立性を持った外部の委員の方に全容の解明と原因の調査、それから再発防止策の検討をしていただくという形で、外の方の目から見て検討していただくということで、委員会を設置したところでございます。

再発防止策をこれからつくっていくわけですが、あくまでこれは外部委員会の委員の方から再発防止策を検討していただいたものを報告いただくことになっておりますので、そこで議論されたものが基本的なベースになると思っています。もちろん議会でも調査特別委員会を設置して再発防止策を検討していただいておりますので、その辺を踏まえて最終的に再発防止策を市として取りまとめる形になるというふうに考えてございます。

○成田（祐）委員

今お話をお伺いしますと、外部調査委員会が再発防止の一番の主導権を握っているというような考えでいいのですよね。

○（総務）総務課長

基本的には一番のベースになるのは、やはり外部委員会で作っていただいたものがそのベースになるというふうに考えております。

○成田（祐）委員

その中で、市議会での政治資金規正法の調査特別委員会がありますけれども、そちらのほうも当然ながら設置の趣旨というのは全容解明と再発防止ということでつくられているのです。ということは、外部調査委員会が再発防止のかじを握っているから、では、議会のほうは何も再発防止策に携われないのかと。外部委員会ありきで、議会はどういうような形で再発防止策に携わることができるのかという部分が非常に不明確なのですけれども、言ってしまうと、この調査特別委員会というはおまけですか。どういう形なのでしょう。

○（総務）総務課長

外部の調査委員会も適時ある程度の段階で内容を報告させていただきたいと思っていますし、それから議会の調査特別委員会の内容についても我々から外部の調査委員会に協議経過をお知らせしたいと思っていますので、その辺は今後、両方の積み上げというふうになるとは思いますけれども、綿密に連携をとりながらなろうかと思っております。

○成田（祐）委員

議会との連携というのが、そういった接触は今まで全くないわけで、こちらから一方的にどういう連携になるのか全く見えないのですけれども、いわゆる再発防止策がメインだということであれば、当然ながら、その再発防止策のために調査特別委員会の委員が必要だから資料を出してほしいといったときに応じないということは、再発防止に協力しないということではないかと思うのですけれども、その辺に関してどのようにお考えですか。

○（総務）総務課長

議会の調査特別委員会の資料は、基本的にはできる範囲でできるだけ出したいというふうに思っております。今回も資料要求がございましたけれども、内部でも少し議論させていただきました。先日も理由をお話ししましたけれども、全体の人数はお出したので、全体的な傾向はつかんでいただけたと思いますけれども、部ごとにつきましても、それを出すことによりまして、勤務時間外の個人の私生活の行動の部分、さらに思想信条というか、そういう部分にもかかわる部分でございますので、今回出すのを差し控えていただいたところでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

当然憲法で思想の自由が保障されていますから、それに対しては何も言うことはございませんけれども、では今度、思想とか意識とか言葉を変えてしまえば、もういくらでもそんなのは、どこでラインを引くのだという話になってしまうと思うのです。実際、市長の答弁で意識改革しなければならないと言っているわけですよね。意識は改革しなければならない。でも、思想は変えたらだめだ。では、意識と思想の違いは何だという話になって不毛な話になってしまうのです。

そこまでおっしゃるのでしたら、個人のプライバシーがあるのはわかりましたと。では、一体その個人のプライバシーというのはどこまでが個人のプライバシーであって、どこまでが公表できることなのか。これを先に説明し

てください。でなければ、何度資料要求しても、これは出せない、あれは出せないということで、こちらも委員会で議論するための質問を組み立てることができないわけですよ。なので、今回のこの再発防止に関して職員個人のプライバシーというのは一体どこまで適用されるのか、御説明をお願いします。

○（総務）総務課長

個人のプライバシーについては、非常に難しい定義だと思いますが、資料要求をされてどこまで出せるか出せないかは、その内容によって個別に判断させていただきたいと思っていますけれども、基本的には先ほどお話ししましたように、我々公務員でございますけれども、個人の権利が憲法で保障されている部分もございますので、個人の私生活などを公開することによって、その辺に抵触するおそれがあるかどうかという部分を個別に判断して、資料を提出するかしらないかを判断させていただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

となってしまうと、結果的には、市当局がその場で判断してしまって、結局好きなように、資料を出すかどうかというのを毎回決められてしまうわけなのです。そうなると、いつまでたっても、私たちはどこまで話を聞いて、どこまでそういった資料を手に入れることができるのかという部分で、そもそも全容解明も何も、こちら側にとっては何もそういったことに携わるような話にならない、話が進まないと思うのですけれども、それでも、市当局が決められた個人のプライバシーの範囲の中で、市議会の調査特別委員会が納得すると、市民の代表である議員が納得するとお考えですか。

○（総務）総務課長

前回の資料につきましても、全く拒否したわけではないというふうに思っています、ある程度全体像でお知らせしましたけれども、できるだけお知らせできるようには考えていきたいと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

時間がなくなるので、またちょっと別の質問に移ります。

◎黒字の使い道について

黒字について先ほど秋元委員に対しても答弁がございましたが、簡単にお答えいただければと思います。黒字黒字というふうに各報道機関がいろいろとおっしゃっていますが、そのわりには本会議での答弁や再質問等での答弁などで厳しい財政状況ですという答弁が出てきておりました。

非常に大きな黒字を生み出している中で、まだ厳しい財政状況だということは一体どういうことなのだと。そもそも黒字というのであれば、普通はサービスとして市民に還元するか、税金を安くするといった話になるのですけれども、大きな黒字を出しているにもかかわらず、新規の事業に対しては厳しい厳しいという言葉で返されているのは、どういう見解なのかというのをお聞かせ願いますか。

もし、方向性として、厳しい厳しいと言いながら、どんどんそれで市債を返して財務体質を変えていく、改善していくために、黒字を出していてもそういうふうになっていくなれば、それは一つの方向性だと思うのですが、市民サービスをぎりぎりまで切り詰めて黒字を出して財務体質をよくしていくのか、それともそうではなくて今回のように黒字が出たのであれば、何かしらの市民サービスで戻すのかという部分がちょっと不明確だったので、その辺についてお答えいただけますか。

○財政部長

議会では何度も説明させていただいておりますけれども、財政調整基金や減債基金がなく、他会計からの借入金が30億円あり、基金からの借入れが20億円あって、どこが厳しくないのかと私は思っております。ですから、これまでも申し上げましたように、まずは借入金に頼らない収支バランスにしていくことに全力を尽くしていきたいと思っております。

○成田（祐）委員

ということは、翌年度以降も同様の形で厳しく切り詰めて黒字が出た場合でも、まずはそこを最優先してやっていくという、今後の考え方もそういう認識で間違いないですか。

○財政部長

基本的には、そういう流れになると思います。まずはそういう財政体質から脱却することが第一と考えております。

○成田（祐）委員

当然ながら、意味がある黒字と、ぼっと出てしまった黒字とは違うと思いますので、その部分が確認できたのは、市の方向性が見えたので、それについては理解いたしました。

◎避難所と避難場所の違いについて

あと残り 3 点なのですけれども、防災について簡単に 1 点だけお伺いしたいと思います。

私もこの質問をするに当たって、避難所と避難場所という言葉の違いがあって、その役割も違うということで質問そのものの文章もいろいろと考えなければならなかったのです。この避難所と避難場所という言葉の違いを、そもそも市民の皆さんがわかっているのか。それどころか、市当局の皆さんも説明できるのかという話だと思うのです。どなたにお伺いしようかと思って今日は話していない大好きな病院局の方にお伺いしようかとは思ったのですが、けれども、いつも話しかけますから。それは置いておいて、避難場所と避難所の違いというのがやはり市民にとって、だれにとってもわかりづらいものであれば、これは一つにまとめてしまわないといけないと思うのです。津波が起きたら避難所で、火事が起きたら避難場所はよくて、何が起きたら何というのをいざというときは、やはりわからなと思うのです。それであれば、大きくここは避難所ですとしてしまうか、若しくは避難所というのが建物であれば、最終的には皆さん建物にいらっしゃるわけですから、そこが拠点避難所だと。あとはそれ以外の避難所というような形で、少なくとも言葉でぱっとわかるような取組というか、表現方法というのがまず一番必要なのではないかと思うのですが、それについてお答えいただけますか。

○（総務）杉本主幹

避難所と避難場所という言葉についてですが、これについては小樽市地域防災計画の中で使われている言葉なのですけれども、避難所と申しますと、当然建物があって、建物の中に収容する避難所という意味で、避難場所については例えば一時避難場所のようにグラウンドのような屋外で一時集合したりするのに使うような場所ということで、当初使い分けの調整をしておりましたけれども、委員のおっしゃったように確かにわかりにくい言葉であると思いますので、今後の見直しの中で市民にもわかりやすい表現ということを考えて改めていきたいというふう考えております。

○成田（祐）委員

今回の震災で、さらに津波のときの避難場所ですとか、たくさんできてしまうほど混乱してしまうと思いますので、ぜひその辺の一元化というか、一括した取組をお願いしたいと思います。

あと 2 点、IT 関連で補正予算に関する話について、お伺いしたいと思います。

◎行政情報システム整備事業の入札方法について

行政情報システム整備事業費 5 億 1,221 万円、これは 4 か年の事業計画なのですけれども、これにかかわる入札方法について御説明願えますか。

○（総務）林主幹

入札方法、契約方法ということでお答えしますけれども、今回の行政情報システムの導入に当たっては、価格競争という形で公募を行いまして、事業者から期日ですとか価格の提案を受けて、それを評価して契約の相手方を決定するという方式をとっております。

○成田（祐）委員

となりますと、結局システムそのものを整備するに当たっては、長期的に 1 回契約して、その後、次の年、違うところと契約するというような話にはならないと思うのです。よくあるのは、ダムの入札をするのに、最初は一番安く、その後残りの第 2 次、第 3 次も同じところがやらなければならないようになって、結局そこそ随意契約をしなければならないと。総額となったら、非常に高額になったという話は、よく聞く話ではあるのです。結局この IT 関連の、特に行政にかかわるシステムというのは、ほぼ大手の寡占状態になっているというのもあって、やはりその部分の事業費の使い方によっては、最初に安く入れるのをえさにというか、そういうふうにやってしまうと、その後高い契約金額が続いてしまって、総額で高くなる可能性があると思うのですけれども、この辺についての対策というか、取組というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○（総務）林主幹

今回のシステムの再構築につきましては、政府等の改正が迫っているシステムですとか、あと業務スケジュールなど考慮しながら、複数回に分けて調達する予定をしております。

本年度に行います第 1 次の調達についてですけれども、それは国が地方自治体のインターフェースの標準化を目指しました地域情報プラットフォームという基準に準拠した ASP・SaaS 方式で事業者のシステムを利用しながら、その利用料を支払う形で考えております。契約は、先ほど委員もおっしゃったように、債務負担ということで平成 28 年までとなっておりますけれども、総額を当初年度に契約しまして、分割で支払う形を考えておりますので、後年度以降に増額というのは、よほどの事情がない限りはないというふうに考えております。

また、今回 1 次ということで、2 次以降の調達もあるわけですが、従来ですと、専用のホストコンピュータを使用しておりましたので、どうしてもこのホストコンピュータの事業者に追加のシステムとか補修とかあれば契約しなければならないというような事情もあって、高上がりという懸念もあったわけですが、今回採用しました地域情報プラットフォームに準拠した標準化されたインターフェースを利用することによって、今後、調達する場合においては、他の業者も参入することが可能となりますので、価格的にも競争が期待できると考えてございます。

○成田（祐）委員

今までですと、最初に契約してしまうと、そのままどこがずっとというのが、特にこういう情報関連に関しては多かったと思うので、ぜひその取組をして積極的な競争を図っていただきたいと思います。

◎運河近辺のトイレについて

最後に、観光についてお伺いしたいと思います。

これは私自身の感想と、いろいろな観光事業者の方から言われるのは、観光都市宣言をしている割に、その軸である運河近辺のトイレが非常に芳しくない。トイレが汚いのは、もともとの内装がはげてきたりとか古くなったりとかという部分もあると思うのですが、そういった部分と、あとトイレトペーパーがない。観光客がいらっしてトイレトペーパーがないというのは、トイレとしての意味があるのかという部分になってくると思うのです。当然ながら、ほかの観光地であれば、どんな場所でもある程度有名なところというのは、トイレにしっかりトイレトペーパーが完備されているものなのです。なので、私はいろいろなところのトイレに、何回も入ったりして見たりしているのですけれども、やはり、小樽市はちょっとその部分が弱いというのを感じていたのです。そのようにしておきながら観光地というのも問題があるのかと思いますので、その辺に関して、今後、対策というか、どのようにお考えでしょうか。

○（生活環境）管理課長

運河近辺のトイレは内装も含めて汚くてトイレトペーパーも置いていないということでございますけれども、内装につきましては、建替えや大規模な改修というのはなかなか難しい状況ですので、この地区のトイレにつきま

しては、1日に2回から3回、清掃を行っております。ほかの地区に比べまして回数を多くしておりますので、今後もその清掃を続けていって、できるだけ快適に使用していただけるように努めていきたいと考えております。

また、トイレトペーパーにつきましては、持ち帰られるという問題がございますので、市が設置している公共トイレの中には現在置いておりません。他の観光地ではどのように対応しているのか、状況を調べてみたいと思っております。

○成田（祐）委員

それはどこでもよくある話ですよ。でも、ほかの観光地にはあるのです。どういった対策をとって置いてあるのかという部分は、やはり本市ももう少し調べながら、そういったことがないように。例えばトイレトペーパーを販売している自動販売機もございますよね。特に通常の公園などの公衆トイレと、運河近辺の三つ四つのトイレというのは、別物だと私は考えているのです。その部分で重点的に対応していただきたいというふうに思います。特にこの質問をしたときに、すぐ終わるだろうと思ったら、課長がたくさん来て、どこが担当なのだと。これは観光にかかわることだし、だからといって重点化してそこだけで予算を使っていいのかと。こんなことで迷うとは私も思っていなかったのですけれども、でも担当部署でもこれはどこをどうしたらいいのだと、観光なのか、どこが対応するのかというので、非常に縦割りで迷われていました。だからこそ逆に、こういう状況になっているのかと思いますので、ぜひその辺、見直しというか、お客様のためにやっていただきたいと思っております。

◎協賛金主体のイベントのあり方について

あともう少しなのですが、北一硝子のバス駐車場の件から一部の業者に依存したような観光客の受入れ態勢というのは、非常にリスクが伴ってしまうというのがひとつ露呈されてしまいました。

そんな中で、おたる潮まつりや、特に小樽雪あかりの路などの協賛金主体でのイベントがあるのですが、協賛金が得られないということで、今回、春のイベントも自粛や縮小傾向になってしまったものもたくさんありました。

そういった何かしらの経緯経過や東日本大震災のようなことがあると、それだけで開催が危ぶまれて、イベントそのものを中止してしまう。特におたる潮まつりや小樽雪あかりの路のような大規模イベントというのは、やはり集客力も非常に大きいですから、何らかのそういったような非常事態が起こった場合にはどうするのかと。中止にしてしまうのがいいのかと。経済波及効果を考えたときに、何もしないということは、非常に考えにくいというか、やってはいけないことだと思うのです。今後そういったリスクマネジメントというか、観光の部分に関して協賛金等が集まらなかった場合、市としてはどのように考えていこうとされているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

おたる潮まつりと小樽雪あかりの路につきましては、いずれも市が実行委員会に対しまして運営費補助金を交付しており、観光振興室が事務局を努めているイベントであります。携わる職員の人件費などを含めましたら、相当額の支援をしているイベントということになりますが、委員の御質問のように、協賛金が得られずにイベントそのものの開催が危ぶまれるといった事態が発生した場合に、基本的には、今回のおたる潮まつりもそうでしたけれども、まずは実行委員会がその事態を踏まえまして、規模を縮小するかどうするか、若しくは資金集め、今回は潮まつり財政委員の強化ということになりましたが、そういった資金集めをどうするかということ、さらには本当にやるかどうかということになるかと思っておりますけれども、そういったことを検証して検討していくことになるかと思っております。その際に当然、市も事務局として参加しているわけがございますので、市としましては、イベントが実施できるような方向で一緒になって模索することになるかと思います。いずれのイベントも経済波及効果が高く小樽を代表するイベントでありますので、市としましても、イベントの開催、継続がされる方向で最大限考えてまいりたいと思っております。

○成田（祐）委員

そういったちょっとしたことで左右されてしまうのはどうなのかとなったときに、では、何でも市に頼るのかと

いうと、それも私はおかしいとは思っているのです。

では、どこからお金を集めるかとなったときに、やはり私はまちづくりの寄附条例、今あるものが旧国鉄手宮線の活用であったり、能楽堂であったり、いろいろなものがあるのですけれども、この観光うんぬんの部分に対してひとつ寄附金の項目を多く設けて、何かしら観光に対する、そういった有事の際にリスクマネジメント、リスク回避するための資金をプールしておく、若しくはそういったことに活用できないかということをお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

まちづくり寄附条例の中に観光事業を入れられないかといった御提言ですが、寄附条例の中には六つの事業が上がっております。この六つの事業はハード的に見えますけれども、実際に活用した支出の内容を見ますと、半分近くがソフト事業となっています。また、市長が認める事業という項目で、ちょうど今回補正予算を提出しているあんかけ焼きそばの実行委員会に対する補助金の40万円についても、この寄附金から充てております。以上から、寄附金の活用については、これまでも観光的なソフトに充ててはいますが、寄附していただける方がもしわらびということがあると、今後その項目の追加についても関連部局と相談していきたいと思っております。

○成田（祐）委員

今おっしゃっていただきましたけれども、枠が観光ではなく別のところから出ているというふうにお伺いしました。でも、あんかけ焼きそばというのは、たぶん前の市長があんかけ焼きそば好きだったからあんかけ焼きそばになったと思うのです。恒常的に、あんかけ焼きそばに必ず来るといえるか、観光に来るものではないとは思っています。中松市長もあんかけ焼きそばはお好きだとは思いますが、特に震災後のあんかけ焼きそばの売上げが非常によかったという話を聞いたのです。特に小樽朝里クラッセホテルでは、通常100食のあんかけ焼きそばが震災後でも600食出て、売上げが6倍だったと。震災後でお客は少なかったけれども、中華全体の売上げが1.2倍になったと。震災後であれだけ観光が自粛になっている中で、あんかけ焼きそばはその逆風に耐えるような形で近隣の札幌圏、特に道外客はまだあんかけ焼きそばを目当てにはしていないですから、その中で潤っていたと。桂苑の前には真冬のあの寒い時期に行客が20人ぐらいできていたのですよ、もうびっくりですよ。そんな中で一つの可能性としてあんかけ焼きそばがブームになれば、飲食店だけでなく、製めん業ですとか、お土産屋ですとか、あらゆるところにお金が落ちる可能性があると思いますので、ぜひ今後、市としてもその取組に対して力強い御支援をいただければと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、話のあったあんかけ焼きそばのことなのですが、そもそもあんかけ焼きそばのPR委員会のほうから、あんかけ焼きそばのさらなる消費拡大、観光資源化を目的として補助という話もありまして、市としてもそういう効果があるということで、補正予算として組ませていただきました。

現在9店舗しか会員がおりませんので、我々との話合いの中、それから委員会のほうとしても、まずは参加店を増やすことを目標にしております、中華店だけでなく多くの店舗であんかけ焼きそばを提供されていますので、より多くの店舗が加盟されて、より多くのPR効果が生めるような形でやっていただきたいということも話しておりますし、7月中には参加店募集の広報のようなものを仕掛けるということで聞いております。それから、委員会のほうでは、一度9店舗ではつくったのですけれども、店舗が増えた後のガイドブックの制作なり、ホームページのPRということでの周知も努めるということで聞いております。

もう一つは、いろいろなイベントに出て、PRするということでの自分たちの目標としても掲げております。これまで都通り商店街などでも若干イベントをやったのですけれども、やはりその課題の中で、あんかけ焼きそばというのは非常に仕込みの手間もかかるメニューだということで、よくテレビに出ている何とかなべのように、いっぱいつくってどんどん提供するというような形にもちょっとなりづらいため食品なのでございますが、一定程度努力し

た中で何とかイベントを展開してきたということもございます。

それから、参加店は、どうしても従業員が多い中でやっているわけではございませんので、イベントに出るためには自分の店を閉めなければならないというジレンマもございまして、いろいろな課題もあるのですけれども、そういった中で今回のおたる潮まつりであれば、運河プラザの中庭でやるということでも聞いておりますし、今後のイベントの中でも協働というのですか、そんな形でのPRイベントも展開していきたいということでも聞いておりますので、我々としても一緒になって支援していきたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。